

平成29年第3回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成29年9月22日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 4 6 号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度債務負担行為（仮称）雪割橋上部工工事請負契約について
- 日程第 2 議案第 4 7 号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29年度施工川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負契約について
- 日程第 3 議案第 4 8 号 平成28年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 4 9 号 平成28年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 0 号 平成29年度西郷村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 5 1 号 平成29年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 5 2 号 平成29年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 5 3 号 平成29年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 5 4 号 平成29年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 5 5 号 平成29年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 5 6 号 平成29年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 報告第 4 号 平成28年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 13 報告第 5 号 平成28年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について
- 日程第 14 議案第 5 7 号 地方創生拠点整備交付金事業平成28年度繰越事業（仮称）まるごと西郷館建築工事請負契約について
- 日程第 15 議案第 5 8 号 子ども・子育て支援整備交付金事業平成29年度西郷村米児童クラブ室整備設計・施工業務請負契約について
- 日程第 16 議案第 5 9 号 西郷村監査委員の選任について
- 日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 19 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第 20 議員派遣の件
- 日程第 21 議員派遣の件
- 日程第 22 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 24 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 25 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 日程第 26 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 27 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 28 閉会

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君 2番 高橋廣志君 3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君 5番 欠 員 6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君 8番 金田裕二君 9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君 11番 上田秀人君 12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君 14番 大石雪雄君 15番 真船正晃君
16番 白岩征治君

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放 射 能 对 策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参 事 兼 建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	和知正道君
代表監査委員	居川孝男君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第46号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 早速、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第46号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第46号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度債務負担行為（仮称）雪割橋上部工工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第47号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29年度施工川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第48号に対する質疑を許します。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番。歳入歳出決算の認定について質疑いたします。

決算書の217ページ、お願いいたします。

217ページに物品ということで、物品の管理状況の一覧表が示されておりますが、

この中で中段やや下、そば刈取機1つ、マイナス1でゼロ。そば自動計量器、前年度末1で、平成28年度でマイナス1でゼロ。次にそば加工処理機一式1つ、これが平成28年度でマイナス1でゼロということで処分されております。この内容について、具体的に金額も含めながら、どのようなものだったのか、詳細に、まずご説明をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 13番佐藤富男議員のご質問にお答えいたします。

今回上がっているそばの刈取機、あとそば自動計量器、そばの加工処理機一式、全て平成6年度に西郷村で導入をしまして、追原そば生産組合のほうに貸し付けをしていた機械でございます。

今回、導入したのが平成6年度で、現在で22年たっております。従前より、組合さんのほうから、もう機械がかなり古くなって修理代もかさむので、更新をしたいというようなご相談をいただいていたんですけれども、平成27年度の国の経営体育成支援事業のほうで、追原そば生産組合の構成員の方がそばのコンバイン、刈取機ですね、こちらの導入ができるということになりましたものですから、コンバイン（そばの刈取機）については、村のほうに返却をしたいというような申し出がございました。

物品管理者である農政課長のほう、私どものほうで、そばの刈取機については農機具屋さんを当たりましたところ、JA夢みなみの子会社のJAしらかわサービスさんのほうが無償で引き取ってくれるというお話がありましたので、そのような手続をとりました。

残りの機械については、追原そば生産組合のほうで、修理をしながらまだ使っているというお話だったんですけれども、農政課としましては、機械を導入して減価償却期間を過ぎて、22年も経過をしておりましたものですから、村の資産として物品のほうに計上しておくのも適当ではないというような判断で、そば生産組合さんのほうと相談したところ、譲渡を受けたいというお話がありましたものですから、その手続をとって、今回そばの刈取機、あと自動計量器、あと、その他加工処理機械一式、滅失の処理をしております。

機械の導入費用なんですけれども、まず刈取機につきましては、当時の台帳価格で288万4,000円、あとそばの計量器は15万6,560円、あとそばの加工処理機械一式で731万3,000円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今回、合計で約1,035万3,560円ですか、村民のいわゆる財産、1,000万円を超える財産、これを廃棄処分、また無償譲渡したということによろしいんですか。よろしいですね。譲渡、廃棄処分をされたということでございますけれども、どこに、しらかわサービスに廃棄処分を頼んだということ、これは後でやりますが、譲渡をした先はどこでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

計量器と加工処理機は追原そば生産組合のほうに譲渡しております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今のお話だと、ちょっとそれは言葉足らずですよ。いわゆるあれでしょう、石臼364万3,625円、導入価格は。それから石貫機、これが65万6,625円ですね。それから脱皮機、これが261万3,625円。それからそば湯ミキサー、これが39万9,125円。それと計量器、15万6,560円ですよ。これだけのものを生産組合のほうに無償譲渡したということでしょう、そうですね。

そうすると、これだけのものを無償譲渡する上で、担当者は、生産組合のどなたとこのお話をされて、このような手続をなさったのか、まずそこから伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

そば組合のほうは、組合長さんと事務局長さんのほうとお話を進めさせていただいております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今のお話、間違いないでしょうか。組合長さんと、それから事務局長さんとお話しされて進めたということは間違いございませんか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） はい、申請書のほうは、ちゃんと組合長さんのほうの正式な印をもって申請をしていただいております。手続については、事務局長さんのほうが申請書を持って農政課のほうに来てやっておりますので、間違いないと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） では、今、追原そば生産組合の組合員の方が何人いて、役員はどなたがなっているかということは、名簿等は全部村で整備されておりますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

組合員の方は全部で20名いらっしゃいます。組合長が有賀一男さんで、事務局長のほうに金田裕二さんというふうにお聞きしております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 農政課長、この追原そば生産組合の規約というのはご存じでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 村のほうに提出をいただいておりますので、把握をしております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 実は、私いろいろお電話いただいたり、現地の方から情報をい

ただいたんですが、これ規約そのものは、規約第5条で、任期は2年なんですね、役員任期2年。

私、実は昨日、組合長さんにお会いしてきました。総会は全然やっていないと、何年ももう。俺は、もう5年ほど前に、組合長はやめるということで、きちんと文書で伝えてあると。これ、規約どおりにいったら、今現在、この追原そば生産組合の役員というのは、全部これ、誰もいないんじゃないですかね、規約からいうと。その辺、どうでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 申しわけないんですけれども、組合さんの中の事情については農政課としては把握しておりませんでしたので、ご報告します。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 700万円、1,000万円にわたるものを無償でお貸しをしておいて、生産組合のことを把握していないということは、これどういうことなんですか、怠慢じゃないんですか。

生産組合の、私申し上げますが、私ですら、ちょっと調べればすぐわかることなんです、これ。追原そば生産組規約第5条、役員、「このそば組合に役員を置く。」となっておりまして、「役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に事故あるときは役員会で後任を任命する。ただし、後任役員の任期は前任の残任期間とする。」ということでありまして。そうすると2年で役員は切れちゃうんですね。そして、総会はもう5年以上やっていないというんですね、総会は。当然、役員はいないんじゃないんですか。

そして、これについて、農政課長、どう思いますか。今回の契約は有効でしたか。組合長さん、きちんと法律的に有効ですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 組合さん自体が、組合の方がそばを前年度実績だと約7ヘクタールぐらい生産をして、それを加工して流通をして、追原そばのほうで販売をして、追原地区の地域振興ということで、現実に活動をしているという意味では把握はしていたんですけれども、今、議員おっしゃったような組合長さんがやめたりとか、そういう話については、申しわけないんですけれども把握しておりませんでしたので、ご報告します。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 全くこれ、ずさんですよ。1,000万円にもわたる村民の貴重な財産を無償貸与している相手方について、その程度の認識でただきていたのかなということを考えると、全くこれ職務としては怠慢、どこまで責任持ってやっているんだということを言いたくなりますね。

それで今回、これ譲渡するについて、村のほうに申請書が上がっています。物品譲与等申請書、西郷村長様ということで、ここに西郷村大字鶴生字追原178-2、追原そば生産組合、組合長 有賀一男、ということで印鑑が押してあります。この書類

はどなたがつくったんですか。役場でつくったんですか、それとも組合の事務局長が持ってきたんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 書類については、事務局長さんのほうからいただいております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうしますと、課長、規約でいくと、事務局長も組合長ももう任期切れで、総会をやっていないんですから、これ無効じゃないんですか。生きているんですか、事務局長も組合長も、法律的に、民法上、商法上はわからないですけども、どうなんですか、生きているんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

私どもとしては、契約は有効だったというふうに認識しております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 規約で、2年任期ということになっております。でも、ここ5年以上総会をやっていない。この事実を見ていて有効なんですか。責任ある地方公務員として、地方公務員法にのっとって、きちんと答弁してください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 契約行為については、外見上有効だなというふうには私どもは判断をしております。中身について確認をしていないことについては、不備があったのかなというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それでは、課長、そこまで話をしらを切るんであれば、私も申し上げますが、私は昨日、有賀一男組合長とお会いしてきました。全くわかりませんと言っているんですよ。その組合長もわからないものを、事務局長が持ってきて、それで契約したということですね。ましてやその組合長は、俺はもう5年前にやめると言ってやめたんだと、わからないと。

そして、契約のときに、これ、契約書は事務局長が持ってきたということでございますけれども、このときに組合長は同席したんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 同席はしていなかったと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 同席しないで、どなたが、じゃ印鑑を押したんですか、組合長の印鑑は。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 私どものほうには、印の押してある申請書ということで受理しておりますので、そこから先については、ちょっと私も把握しておりませんので。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 全くずさんだし、農政課長、答弁ね、きちんと後で自分の身分がおかしくならないように、しっかりと地方公務員法にのっとって正直に答弁してくださいね。私は田部井さんをいじめる気もないし、追い詰めるつもりはないんですから、ただ事実関係を私はただしているだけですから。

ただ、例えばこれ、住民生活課長、いらっしゃいますね。お聞きします。

印鑑証明なり住民票なり請求がきたというときに、もし自分の妻や家族のものを欲しいというときに、私は親だから、子だから、妻だから、夫だからで渡しますか。委任状なり、そういった代理人なりの書類を求めませんか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 佐藤富男議員のご質問にお答えいたします。

印鑑証明の場合には、印鑑登録証というのがございまして、そちらが委任状を兼ねております。ただし、印鑑登録証とあとお持ちになったご本人様の身分証明書が必要になります。

なお、戸籍謄本・抄本につきましては、直系の方であれば理由はなくとれますが、ただし、その場合であっても本人確認の身分証明書のご提示はしていただくようになります。住民票についても、同一世帯であればおとりになることができますが、ただし、窓口に来た際には、やはり本人確認の身分証明書を見せていただくようになります。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これが正しい事務取り扱いなんですよね。我々も、本当に住民票をとるにも何するにも、やっぱり本人確認なり、それから委任状なり必要なんです。農政課のほうで、例えば組合長が来られないで事務局長が来たときには、事務局長に、例えば組合長からの委任状なりそういったものを求めて、それを受理していますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 委任状等は受理しておりません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 簡単に申し上げます。今、組合長は全く知らない、俺はわからないと言っているんです。そういう中で結ばれた契約、これは有効でしょうか。また、代理人委任状もない、認められない、本人もわからない、そして村民の貴重な1,000万円の物品、それを無償で譲渡した。これ、どうなんですか。それが正しい事務なんですか。地方公務員法にのっとっていますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 契約については、ちょっと私も即答できないもんですから、ちょっと調査をさせていただければというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 申しわけないですけども、刑法の、刑法ってわかりますよね、第159条に、こうなんですよ。「私文書偽造等の罪に当たる。」、罪とあるんですね、159条。「行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して、権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しく

は署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造したものは3月以上5年以下の懲役に処する。」となっているんですよ。今回のいわゆる譲与申請、有賀組合長はわからないと言っている。

そして、平成27年4月1日に、今の追原そばの建物を村と、村長と有賀一男組合長が契約しているんですね。この文書に署名が、これは署名は手書きなんですね。私これ、本人に確認しました。組合長が書いたんですか。私は書いていませんと言うんですよ。判こも押していませんと言うんです。これどうなんですか、課長、村としてどうなんですか、確認していなかったんですか。

大体こういうことを毎年毎年やっているにもかかわらず、一度も組合長にお会いして事実関係を確認しなかったというのはどうなんですか、これ、村民の税金で買った1,000万円からにわたる物品ですよ。どうなんですか、これ有効なんですか、これ、本人がわからない、159条と抵触していないですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） まず、組合長さんのほうと農政課のほうで接触をしなかったことについては、農政課のほうに落ち度があったというふうに考えております。刑法の私文書偽造等に該当するかどうかというのは、ちょっと私も調べないとわかりませんので、今、回答は差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 昨日も、お聞きした段階だと、今700ヘクタールのそばをつくっているなんて言っていますけれども、実際、20人の組合員は今はいないんじゃないんですか。私聞いていると、作付しているのは3人ぐらいの話を書きましたよ、これ事実かはわからないけれども、今現在だと。その辺も把握していますか、全部。現在、平成28年、何人の方が作付をして、何ヘクタールのそばをつくっているだとか把握していますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

まず、先ほど20名と回答させていただいたのは、追原そば生産組合の組合員の数で、20戸ということではございません。生産組合に加入している方の数が全部で、組合員の方が20名いらっしゃるというふうに報告を受けております。

生産者については、全部で5名の方が、平成27年度で約7ヘクタールぐらい作付をしているというふうに報告をいただいております。平成28年度ですか。平成28年度も約7ヘクタールぐらいだったと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 7ヘクタール。例えば何名、何家族、これは恐らく奥さんとか子どもなんかも入っているんですか、これ、組合の中には。家族組合員ですね、恐らく、戸数じゃなくてということで。

それで、実際には7ヘクタールと。実際に、そば7ヘクタールで何キロとれて、それをどのように流通されていますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

ちょっと資料は古いんですけども、平成26年度の報告をいただいた中では、面積が平成26年度で6.8ヘクタールで、反収で約50キロですので、袋数で150だから、4.5トンぐらいを生産されている、収量としては4.5トンということだと、平成26年度です。平成28年度については手持ちの資料がございませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私もいろいろこれ調べてみたんですけども、結果的に見ると、追原そば生産組合は、正直言って、もう20名の発足当時のような活発な活動・生産はされていないと思います。実際に名前は残っていても、有名無実で、ほとんどいわゆる特定の方の組合じゃないのかなと思われるような節があります、正直言って。

それで、今回も農政課のほうで、組合長さんに確認しないで、そして事務局長さんだけで持ってきた印鑑、これがあるから有効だということ、それからまた建物賃貸借契約も、これも全然、毎年更新しているけれども、組合長さんの確認もしない、立ち会いもしない、そしてただやっている。そういう事務というのは、実際に私は、地方公務員としては好ましくないし、これは著しく事務的に問題があると思う。そしてまた、組合長さんの立ち会いのない契約というのは、これは明かに私は無効だと思うんですよ。それについてはどうですか、無効じゃないですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 今の件については、かなり法律的な話になりますので、後ほど回答させていただきたいというふうに思います。ちょっと時間をいただければ調べたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私も、実はゆうべ、東京のある法律家にちょっと電話して確認したんですが、これやっぱり刑法159条の私文書偽造、それから、その品物がどこにあるかというところ、その事務局長のところにあるんでしょう、全部、機械は。違うんですか。どこにあるか知っていますか、今、その石臼とか何かはどこにあるんですか。事務局長のところですか。（不規則発言あり）いや、あるんですね。（不規則発言あり）ですね。

そうすると、結局、有賀組合長が何もわからない、判こを押したこともない、署名したこともない、それが勝手に使われて、そういったことがあるとすると、これは明らかに私文書偽造になるし、その品物がまた、それをつくった人、文書をつくって、自分のところにあった場合は、これ収賄にも抵触する可能性も出てくる、また詐欺にも関係してくる、ここまでやっぱり懸念されているんですよ。

ですから、これについて、契約時にもまた本人確認しない、代理人への委任状も見ない、そして契約したこと、これについても事務的に問題があったのか、なかったのか、早急に調べてください。よろしくお願いします、答弁を待っていますので。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 法律的な話なのでちょっと調べないと……

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議長これね、質疑つづけられないでしょ。

問題があるのか、ないのか、きちんと答弁してください。これ村民の1,000万円の物品だよ。それを無償で譲渡したんだよ。それが法的に適法かどうかということ、確認してください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） すみません、お答えいたします。

組合長に確認をしないで、譲渡の申請を受けて、譲渡の決定をしたということについては、（不規則発言あり）委任状もなかったということは、私どものほうで不備があったというふうに思います。（不規則発言あり）それが無効になるのか、有効なのかというのは、また（不規則発言あり）はい、法律的な話になると思いますので、そこについては、ちょっと今ここで回答は、（不規則発言あり）はい。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今のご質問につきましては、かなり専門的な法律の判断というふうになると思いますので、農政課のほうで調査をしまして、後日回答させていただくということをお願いしたいと思うんですけども。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それはおかしいんじゃないんですか。おかしいというのは、適法か法律に違反しているかわからない中で契約を結んだんですか、じゃ。そういうことでしょう、言っていることが。法律違反かどうかかわからないけれども契約を結んだということでしょう、言っていることは。

事務屋さんというのは、きちんと地方自治法なり民法なり、またそういった一連の関係する法律・法令を遵守し、また財務規則にのっとって、きちんとした様式にのっとって、また本人確認をするなり、きちんとした中で事務を進めるのが事務屋さんじゃないんですか。それをだからやってきたのかどうかということについて、わからないということでは、これおかしいんじゃないんですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番、言っている部分はよくわかります。それで、今言われた私文書偽造とかいろいろ、それもそのとおり聞けば、そういう部分はあるというふうに思います。

なぜそうなっているかということですが。結局、平成7年、要するに22年前の話で、追原そばはやっぱり西郷の宝でありますので、それを振興しようとして組合を結成し、なおかつ村が予算をとって機械を貸し、そして振興を凶ってきたと。その中においての今の老朽化したものをどう処分したか、その処分が有効かというお話でございます

ね。うまく機械を新しいものは買ったんで、それで古いものは耐用年数その他があったんで処分したという、処分の相手方の話です。

基本的には、やはり追原そば生産組合をつくって、追原自体が、その当時のこともあるでしょうし、その後の変化もいろいろあるだろうと思います。やはりその形が続いているということです。農政課長も不備があったということをお知らせしましたが、私も多少はそういうところがあると思いますが、でも基本的には、追原のやっぱり集落を挙げてそういった組合をつくって、そばを振興しようという意欲は変わらないと、私も思っております。なぜか。毎年11月にそば祭りがあって、あれだけのメンバーがそばをつくって、そうしている。(不規則発言あり) いやいや、わかっている、わかっている。

それで、結局、それを契約の当事者だといっても、やっぱり地元には地元の中身がありますよ。昨日、組合長さんにお会いしたという話、私は会っていませんし、議員はそうおっしゃっているわけです。

本当は、組合をつくる、あるいは地域のこと、いろんなことがあると思います。ただ、やっぱり組織としてできてきたので、組織としてのものであれば、その組織は有効に動いていると普通思いますよね。私もそう思っているわけです、今は。ただ、今言われているように、代表者が知らなかったとかという話が出てきましたので、これは本当に今言われたやつをつなぎ合わせていくと、そういうことをおっしゃられるということは、非常に困ったなど、内心思っております。

ただ、本当に組合内部と今の、組合で決まったものは誰かが執行するというふうになりますので、事務局長なのか、組合長なのか、あるいはその代理なのか、いろいろあると思いますが、その段階でやっぱりうまくいっていると思わなければ、こういったことはできないわけでありまして。有名無実で何年も何もしないと、そういうことであれば、もちろんそんなことはあり得ませんが、ただそういう形をつくっているということでもあります。

ただ、ご指摘の点は、今その部分で、刑法とかあるいは私文書偽造とか、ちょっとゆゆしき問題ですので、そこはよく調べないとわからないだろうと。調べても、これがそれに当たるのかどうかというのは、ここでちょっと時間をとってということでは、多分出てこないだろうと今思っております。

よって、それは私も調べますので、それは時間がかかるということをお知らせしておきたいと、ご了解をいただきたいということをお知らせしたいということで発言をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) であれば、これは感情論で私は言っているんじゃないで、法律論、そして村民の貴重な血税1,000万円のお金を投資して買ったものを、無償でお貸ししていて、最終的にこれを無償で譲渡したという事実関係、これに対して、きちんと感情ではなくて、やっぱり首長として、職員として、法律・条例にのっとって、きちんとした処理をしなきゃならないのが責任なんです。そのために首長だって報

酬をもらっているし、事務屋だって給料をもらってやっている、あとそれを監視するのが我々議員の役割、法令にのっとっているかどうか、これ私は職務でやっているわけですから、そのことについて感情論で、これは一生懸命やっているからいいんだとか、悪いんだとか、その辺の問題でやったら、世の中はこれ、議会も何も要らない。おかしくなっちゃう。

そして、この問題が曖昧な中で、これを例えば進めていって、わからないと。これ本人が、組合長が全く知らないところで進められた事務が、これ適法だと押し通してやってくるのか、やっぱりまずいなら、これはきちんともう一度お返ししてもらって、きちんと内部で調整してやり直すとか、そういったことを決めない中で、こういうことやるということ自体は、私は曖昧にすることはできないと思うし、そういう中で、大体この決算認定の議案が出ていて、何も私が納得できない中で賛否できないでしょう、これ、賛成も反対も。そのためのこれは決算認定じゃないんですか。

明らかに私は聞いているんですから、これは私は知りませんでしたと、申請もしていません、そして賃貸借契約に私は署名していませんと、誰かが署名したんだろうと、こんなことあり得ないでしょう、現実。そして役場もそのことを確認しない。例えば本人立ち会いもしない、組合長も何年も会っていないと、これどうなんですか、これ。私は、これは誰が見ても、組合長が知らないと言っている、そしてわからないと言っている、署名したこともない、そういう契約を結んだこと自体、私は無効だと思いませんよ。

これについて、私は、弁護士さんなり、村にもいるでしょう、これ顧問弁護士っているんですから、簡単に聞いてください。それが本当に有効なのかどうか確認して、あと地方自治法の服務規程の中で、また事務処理規程の中で、組合長と契約を結ぶときに、また無償で700万円のを譲渡するときに、相手の契約者がいない中で契約する、そして来た方が、組合長からの委任状をもって一任するというものをもってもきていない、これ私人がやっていることでしょうか、任期切れになっているんですから、こんなこと通るわけないでしょう、現実問題。

これについて、議長、やっぱりこれ決算認定なんですから、私もこれを賛否しなきゃならない。そういう観点からすると、きちんとこれが法律違反なのか、違反していないのか、服務規程に違反していないのか、それも含めて、若干30分でも40分でもいいですからとって、確認していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、こちらのほうで今のをよく調査をして、調べるということでございますので、ここで午前11時30分まで休憩いたします。

（午前10時44分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時30分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第48号に対する質疑を続行いたします。

13番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それでは、お答えをいたします。

今、休議中に、追原そばの組合長さんのほうにちょっと連絡をとって見たんですけども、不在でしたので、組合の役員の1名の方と連絡がとれましたので、確認をしました。

そのところ、組合長さんも80歳を超える高齢のため、基本的には、役員会のほうに一任をしているというお話でございました。それがまず1つ、ご報告をさせていただきたいと思います。

基本的には、うちのほうとしては代表印が押してある申請、その譲与を受けたいという申請書については、代表印が押してあれば特に法律的な問題はないというふうに考えております。また、譲与の申請については、財務規則に基づいて事務を行っているんですけども、その中に、特に委任状を提出するというような規定はございませんので、委任状が提出していないというのも特に問題ないだろうということでございます。組合長が今、役員会のほうに一任しておるということであれば、刑法第159条の私文書偽造には当たらないというふうに判断できるかなというふうに思っております。

今回の私どものほうで行った行為についてでございますけれども、まず機械一式全て平成7年に導入しまして、22年が経過して、税法上の簿価としては、1つの機械・物品当たり簿価としては1円、全部で6機種ありましたので、全部合わせても6円ということで、資産としてほとんど価値のないものを決算書上、資産として計上しておくのもいかなものかと、やはり老朽化したものについては何らかの処分が適正だろうというような判断で、追原そば生産組合さんのほうに意思を確認したところ、修理しながらでもまだ使えると、そばの振興のために使っていきたいというお話がありましたので、譲与の申請をしていただいて、それに対して、物品管理者である農政課長の名で決定をしたということでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 有賀組合長が役員会に一任しているということ、これは本人は、私は脱会したんだと言っているんです。大きく食い違っているんですね。もう私はそばはつくっていないと、そして脱会をしているんですけども、勝手に名前を使ってやっているという考え方なんです。その役員の方はどうかかわらないですか、どうも田部井さん、先ほどの答弁の中で、追原そば生産組合の役員というのは10名いるんですね。事務局長っているんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

追原そば生産組合の規約上は10名というふうになっているかと承知しております。事務局長はいらっしゃいます。

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。
- 13番（佐藤富男君） そもそも、問題の本質からはちょっと外れるんですけども、この役員の中に、そば組合の役員は、組合長1名、副組合長1名、庶務会計2名、監事2名、班長4名だけなんです。これ、事務局長ってどこにいるんですか。
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 農政課長（田部井吉行君） すみません、お答えします。
規約の庶務が事務局長というふうに認識しておりますけれども、よろしいでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。
- 13番（佐藤富男君） 庶務会計2名なんです。そして監事2名、班長4名というんですけども、今、事務局長という特定のお話をされましたけれども、庶務は2名なんです、庶務会計2名。そうすると、その事務局長という文言、この場で使ったこと自体に私はすごく違和感を感じるんですが、そしてまた、もう1点、事務局長というのは私はいないと思うんです。そして、組合長が役員会に一任したという事実関係、それはどういう手順で、そのような文書があるのか、もしくはどういうことで確認しているのか、課長、わかる範囲でお願いします。
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 農政課長（田部井吉行君） お答えします。
ただいまの答弁につきましては、追原そば生産組合の役員の方に今、直接お聞きしたことで、文書等が、役員会の議事が残っているかどうかというのは確認しておりません。（不規則発言あり）
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 農政課長（田部井吉行君） 大変申しわけございません、通称で事務局長ということで、追原そば生産組合の組合員の方がおっしゃっていたものですから、私どものほうも事務局長ということで。
- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。
- 13番（佐藤富男君） そこまでしらを切るといえるか、その言葉を言うのであれば、私もはっきり申し上げますけれども、その事務局長って誰ですか。氏名を教えてください、ここで。
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 農政課長（田部井吉行君） 追原そば生産組合の規約の庶務会計の金田裕二さんということで把握しております。
- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。
- 13番（佐藤富男君） 村議会議員の金田裕二さんですか。
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 農政課長（田部井吉行君） はい、そのように承知しております。
- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。
- 13番（佐藤富男君） 私から見て、法律的に云々というよりも、まず第一に、議員と

いう立場でいて、そしてまた追原そば生産組合の事務局長という立場で、もしもですよ、実際庶務だと思ふけれども、ありながら、総会を何年もやらないで、そして組合長が知らないのに、役員に一任もしていないのに、それを建物賃貸借契約に自分で署名・捺印して、役場と契約を結んで、そして今回の譲与契約書、あれも全然組合長がわからない段階で、そして、それもまた村議会議員をやりながら、私から見れば何かちょっと尋常じゃないと思いますけれども、そういったことをやってきていると。これが、私がもし、例えば反村長派だったということになっていて、私がやったらどうですか、受け付けますか。こういう疑惑をやっぱり村民は見ますよ。

ましてや、議員でなければまだいいけれども、議員である以上、そういう紙切れ1枚で、人の名前を勝手に使って、勝手に組合長の押印して、そういうふうに自由に物事を進め、そして、役場もそれに対して何ら疑問も持たないで、それを受け付けて、賃貸借契約書も組合長の書いたように自分で書いて出して、こんなことが道義的にまかり通るんですか。

そして、去年の作付についても、生産組合で本当に3人ぐらいしか、実際のところ小規模でしょうけれども、種つけしていない。これに村が補助金を出して、そして育成してきた団体なんですか。村民の血税を使って育ててきた団体ですか。

こういうことがもしまかり通るのであれば、私たちが今度はそう言いますし、また、先ほど耐用年数がどうだから価値がないとかって、じゃ、村内にたくさんのグレーダーとか雪かき機がありますね、今度は入っていますけれども、物品。これは耐用年数を何年過ぎていますか。価値はありますか。それをもしやっている会社、建設会社とか何か譲与申請を出したときに、これ受け付けますか。無償譲渡しますか、建設課長。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

私どものほうでは、確かにおっしゃるとおり、耐用年数を過ぎた機械もございませぬ。新たに購入する計画がございませぬので、それまでは古い機械であっても使用していきたいと考えてございませぬ。ですから、例えば譲与申請が出た場合につきましても、私どものほうで、なかなか払下げというのは難しいと思ひます。

以上でございませぬ。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私は、今の課長の答弁が正しい事務屋さんとしての事務だと思ひます。

そして、なぜかという、例えば今回350万円の石臼も無償譲渡しましたよね。西郷村内でそばをつくっている方はいると思ひます。その方々にもその石臼をさせるように手配してあげることも、また村の仕事だと。石臼というのは50年も60年も使えるというんですよ、全然まだ20年なら新品同様。だから、そういう多角的に、村民皆さんの税金で買ったんだから、皆さんに使ってもらえるような用途を考える、そして、そういう使えるような手順を踏んで、その機械もどこかに置いておく。みんな

なで脱皮機も使いましょうよ、石臼も使いましょうよ。それを村議会議員の事務局長の家だけに置いておいて、それでやっているということ自体がおかしいんじゃないですか、これ。そういう知恵も働かなかったですか。村内にそばをつくっている人はいるでしょう。

議長、これいくら確かに、これ法律的にどうだのこうだの、書類が上がってくれば、それが法律的に有効だとか無効だとかあってありますけれども、ただ、この追原そば生産組合というのは、単に一般の企業じゃなくて、村が1,000万円の村民の血税を使って、そして育成をする目的で機械を購入し、それを無償貸与してきた。そして、村のいわゆる観光も含め、地場産業の振興も含めてやってきたことだ。それが実際的に、現実として今、追原そば生産組合は有名無実になってしまった。20人いた組合員の中で、実際に稼働しているのは何人なのか。そういう中で、こういうふうに、ただ組合長がわからない、前組合長もわからない、誰もわからない中で、こういうことがまかり通ったということは、私は、行政のやるべき仕事としては、いささか道義的に問題があると思います。

そういうことで、この問題について、やはり議会は議会としても、執行部じゃなくて、議会の議員として、村民に対して責任ある態度、やっぱり議員表明も私はすべきだと思います。これを不問にして通すのか、またはそれなりの、議会は議会としてきちんとした意見を執行部に申し上げるのか、これはやはり議員としての役割だと思います。それこそが二元代表制、そしてまた批判機関、そういったもののいわゆる車の両輪、これこそ私は、行政と議会というのは車の両輪だと思います。行政が間違った方向に行くのであれば、やはり正しい方向に導くのも議会の役割でございますから、そういう意味で、私は、議会は議会として、きちんと今回の問題についての所信を村民にあらわすべきだと思いますので、できれば議会運営委員会等を開いて、この問題についての落としどころというか、決りをきちんとしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午前11時44分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時45分）

○議長（白岩征治君） 今、13番佐藤富男君から、議会運営委員会を開いて、ちゃんとした方針を立ててくれというようなことでございますので、ここで午後1時まで休憩いたしまして、その中で議会運営委員会を開催したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それで、ちょっと今の田部井課長の答弁の中に、非常に疑問点また不審点がありますので、追原そば生産組合の組合員名簿、これは守秘義務を守っ

て外部に漏らしませんが、議会としてやはり知りたいので、これをコピーしていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長、それ、よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 議案第48号の審議に対し、13番佐藤富男議員から指摘されました公的物品の処分決定に関する質疑について、議会運営委員会を開催していただいたわけではありますが、答申の結果をまとめるために、もう少し時間が必要ですので、これより午後1時30分まで休憩いたします。

（午後1時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時30分）

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 8番金田です。今までのいろんな13番佐藤富男議員からの発言の中で、私、昼休みに有賀組合長に伺いまして、若干、確認してきた内容と相違点がございまして、組合長と私の名誉のために発言いたします。議長は、その内容をもって処理方お願いしたいと思います。

先ほど、13番佐藤議員におかれましては、昨日、追原そば生産組合の組合長宅に赴いて事情を聞いたという発言がありました。その中で、組合長は、5年前にもう俺はやめている、いろんな申請、店の申請とかそういった申請においても私は全然タッチしていないからわからない、誰が判こを使ってやっているんだかも俺は全然わからないというような旨の発言もありました。

私が確認したところ、私どもが役員会でいつも言っている内容とまるっきり同じでございまして、組合長は、5年ほど前から組合長職をやめたいということで辞表は出したと、ところがなかなか役員会で受理していただけなかった、結果的に、今そのままずると組合長職をやっているというのが現実だということを佐藤議員に話したそうでございます。私も、役員会としても、その認識であります。

それから、いろんな申請においては、庶務会計の金田裕二君に一任しているんで、そちらのほうで諸手続はやっている、それも頼んでいるんだということを明確に私に話ししました。それは我々が役員会で通常審議している内容とも合致しておりまして、佐藤富男議員の話されたこととかなり相違がございましたので、改めて申し上げてお

きたいと思っております。

それから、総会においては5年もやっていないとかという発言は、組合長はしていないのでございます。それにかわる役員会として処理しておりますので、何ら問題ないということでございます。コンバインについてはかなり老朽化したので、それは個人的にコンバインを更新し、現在の機械は処分したということは、組合長自身も存じております。そういった内容でございますので、議長のほうで取り計らいをお願いいたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） ただいま8番金田裕二君より議事進行がありました。議事進行は、議長に対して議事運営上の発言でありますので、今、金田君より議事進行があつて、前の13番佐藤富男君の発言と食い違いがあるというようなことございまして、議長としては、それらについて内容をよく把握しておりませんので、よく精査をしながら議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長より、議会運営委員会答申の結果を皆様に申し上げます。

議案第48号の審議に対し、13番佐藤富男君から指摘されました公的物品の処分決定に関することにつきましては、譲渡を受ける当該団体の組織実態とそれを管理すべき担当課の監査責任は、また公の物品の公平な今後の利用などの観点から、現時点で物品処分の決定について適否を判断する材料に乏しいことから、今後、地方自治法第98条により、議会の検査が必要であるとの結果となりました。

そこで、議長よりおはかりをいたします。

この地方自治法第98条に関する検査権限を議会運営委員会に一任し、継続して精査することとしてよろしいか、お伺いをいたします。このことについてご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（白岩征治君） 1番。（不規則発言あり）

今、1番松田君から異議ありということがございましたので、どのような方法でしたらよいかおはかりいたします。挙手でやりますか。

この件について採決をしたいと思ひます。

今、議長から申し上げたとおり、この件について賛成議員の挙手を求めます。（不規則発言あり）今、議長から申し上げました件についての……（不規則発言あり）

じゃ、もう一度、ここで議長よりおはかりいたします。

この地方自治法第98条に関する検査権限を議会運営委員会に一任し、継続して精査することとしてよろしいかお伺いしますということでございますので、これについて異議ありということございましたので、これを……（不規則発言あり）言わない、賛否の方法で異議ありということでしょう。（不規則発言あり）一応異議ありということですので、ここで採決したいと思ひますので……（不規則発言あり）

1番松田隆志君、その異議ありについての……。

1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） ただいまの採決の方法ですが、簡易採決の方法について異議ありと申したまででございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 今、1 番松田隆志君からお話があったとおり、その方法についてということの異議ということでございますので、ここで皆様におはかりをしますが、今、議会運営委員会から答申ありました件についての採決でありますので、今申し上げたとおり、この件について賛成議員の挙手を求めます。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1 時 4 0 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 1 時 4 7 分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後 2 時 5 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 4 7 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 2 時 0 5 分）

○議長（白岩征治君） ただいま 1 番松田隆志君より、公的物品の処分決定に関する事について、地方自治法第 9 8 条の検査権限を議会運営委員会に一任し、継続して精査していくことに関し、簡易採決に異議がありました。この件については、会議規則第 8 1 条により、異議があるときは起立または挙手の方法で表決をとらなければならない。

よって、挙手により採決を行います。

公的物品の処分決定に関して、地方自治法第 9 8 条の権限を議会運営委員会に一任し、検査をすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、当件については可決されました。

それでは、質疑を続行いたします。

1 3 番佐藤富男君。

○1 3 番（佐藤富男君） 1 3 番ですが、今、議会運営委員会で審議し、1 つの方向性が出されたわけでございますが、この 1 つの問題だけで約 1 時間かかってしまいましたし、またこの問題で、どれだけまた話し合い、議論しても、事の本質に迫ることができないということでの処置だと思います。

そういうことで、改めてちょっと農政課長にお伺いいたしますが、今回の問題は、

非常にいろいろな諸問題、また役場の対応、事務規程、そういったさまざまなものも含めて、総括的に問題を洗い出し、そしてまた、果たして本当に、村民のいわゆる血税である1,000万円からの備品機具を無償で提供すること自体が本当に適切であったのかどうか、これについても一度、よく議会としても審議していくことになると思います。こういったことについて、農政課長として、どのようにお考えになるか、ちょっとお伺いしたいことが1つ。

また、村の財務規則によりますと、物品の管理について記されておりまして、第196条の管理の義務で、村の担当者は、本当にこれ善良な管理者の注意を持って、その事務を行い、物品を使用しなければならない、また管理しなければならないとあります。そして2項の最後に、村以外の者の施設に保管するため、適当な措置をとらなければならないということになっておりますが、今回、村の備品を追原そば生産組合のほうに全て管理をお願いしておったわけですが、これを定期的に毎年、管理、検査、検品をやってきたのかということと、財務規則にあるような適当な措置というものは、どのようなものであったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 13番佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、後からの質問の財務規則の管理義務について、検品等を定期的に行っていたかというご質問ですけれども、行っておりませんでした。

今後、このようなことがないように適切に管理をしていきたいと思っております。

今回の問題につきましても、今後、議会のほうの判断が示されるというふうに解釈をしておりますので、その結果を真摯に受けとめて、今後の農業行政のほうに生かしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） この件は議会運営委員会等における第98条による精査をして、そして村民の皆様方にも行政の透明化を図りながら、情報公開をしてきちんと不審、そういった疑惑のないような村政運営になるように心がけていっていただきたいと思っております。

次の質疑を1点だけ、ちょっとお伺いいたします。

監査委員にちょっとお伺いしたいと思うんですが、実は私、平成28年3月議会で、福祉の推進に関する特別委員会という委員会を立ち上げまして、議会でも議決いただき、現在まで約1年半、頑張っただけでございます。

そういう中で、この立ち上げに際して、非常に厳しい反対意見があって、また反対討論がありました。というのは、特別委員会でやらないで、文教厚生常任委員会で、その福祉委員会をやっても十分だと、特別委員会をつくって、委員長手当1万円を払うのはもったいない、経費の無駄遣いだと、こういうお叱りを受けたわけでございます。

果たして、その委員長手当というのは何物だということになってくるんですが、常

任委員会では、今まで過去ずっと月々1万円、今は1万2,000円の委員長手当をもらっていたと、特別委員会にはそんなものを払う必要はないと、無駄だと、経費の無駄遣いだということで、私はお叱りを受けたわけで、それが目的でないかというふうなことまでもちょっと伺い、私は解釈して、非常に憤慨をしてきたんですが、実は、この特別委員会ができて、平成28年度の実績を見ますと、同じく常任委員会の方々、3つの常任委員会、議運のほうの委員長も全て、特別委員会委員長と同じ、私と同じような委員長手当、月々1万2,000円をいただいております。それが本当に経費の無駄遣いであったのかどうかということで、監査委員の立場からちょっとお伺いしたいんですが、平成28年度の各常任委員会の常任委員会及び特別委員会の開催実績を申し上げます。

総務常任委員会で費用弁償回数、委員会の開催が平成28年度は3回ございました。そして産業建設常任委員会では1回です。平成28年度は1回だけ。それで、文教厚生常任委員会としては対象回数は2回をやって、委員長手当1万2,000円もらってきたと。議会運営委員会はどうかということ、議会運営委員会では24回開催して、費用弁償対象は9回であるということでございます。

では、この福祉の推進に関する特別委員会委員長手当は経費の無駄遣いだと言われた委員会の活動報告を申し上げますと、特別委員会の開催回数が11回やりまして、費用弁償対象回数が10回やりまして。そして、そのほかに四役会議ということで、議長、副議長、委員長、副委員長の四役会議、これも13回やりまして、合計で24回、役場に足を運んでやってきたわけです。それでも1万2,000円は高いということであると思うんですが、では、年間に1回しかやらない常任委員会の委員長手当はどうなんだと、こういうことになってくるわけですね。監査委員の立場からちょっとお伺いしたいんですが、こういった委員長手当についてのお考え方についてお聞きしたいと思います。

それと、私に反対した議員さんも所属されております総務委員会とか産業建設、それから文教厚生委員会があるんですが、この3つの委員会で平成28年度に議会の委員会費として消費された金額、決算額が3つの委員会で374万4,000円になっているんですね、これ、成果調書を見ますと。これは研修に行ったということですよ、行ったんでしょうけれども、374万4,000円、これは経費の無駄遣いではないと思っていますが、どうなのでしょう。

それから、西郷村福祉の推進に関する特別委員会、これも調査とか、さまざまところで講演、包括ケアの先生が呼ばれている講演とか現地調査、デイサービスセンター「ふれあいの家」へ行っての現地調査、そして視察研修、泉崎村のパークゴルフ場の健康法についての検査、それから商工会の会館で子育て支援及び高齢者福祉に関する意見交換会ということで出席して、これにかかった経費が19万6,000円です。

片や常任委員会は374万4,000円のこういった研修経費がかかっておりまして、我が福祉特別委員会は19万6,000円です。本当にこれが私が福祉特別委員会をつくるときに反対されたように、経費の無駄遣いであったのかどうか、これにつ

いて、監査委員の立場から、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 代表監査委員、居川孝男君。

○代表監査委員（居川孝男君） 13番佐藤議員の質問にご回答をさせていただきます。

監査委員という立場での見解を求めるということでございますけれども、まず、各委員長手当及び各議会の予算配分等につきましては、本議会において承認されている案件でございます。その用途については当然議員の先生方がご理解の上、金額も決めて、適正に村の発展のために使われている予算だと私は認識しておりますので、これが多いとか高いとかという問題は、あくまでも議員さん含め、この議会の問題であって、監査委員の立場から金額が多い少ない、不正だとか、そういう見解は私は述べる立場ではないと思いますので、要は、この使われ方、中身の問題が大事であって、そこでこの1万円が、じゃ高いか安いかというお話を聞かれても、今度はその1万円の産業建設委員会とか、すみません、委員会に私は出ていませんので、多分それぞれの立場の先生が委員会に入って審議なさっていると思いますので、そこの部分については適正ではないでしょうかということ、私見になってしまいますけれども、私の回答とさせていただきます。

ですので、私が監査委員の立場として金額が多いだろう、少ないだろうというものを言及すべき項目ではなく、これは本来、議会の中の先生方自身の中で、取り扱いを決めていくべきものと考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 本当に、実は私の提案により福祉特別委員会をつくって、経費の無駄遣いだと、村民の方からも議会でそう言われておったということで、非常に私も肩身の狭い思いをしております。それだけにこの委員会を毎月1回開き、また、その四役会議も毎月1回開いてきて、合計でそういった圧倒的な数をこなしてまいりました。そしてまた私自身、常任委員会は陳情案件が出たときに、その陳情書、請願書の審議がほとんど主なもので、特別、委員長がここでこう言う、ああするとようなことがないんですが、福祉の推進に関する特別委員会は何もない、全く白紙の状態、ゼロの状態、誰も教えてくれない、どのように進めていいかわからない。これを全部委員長のほうで一生懸命努力して、勉強して、そして常に家の中でも、家庭の中でも本当に勉強して、そして四役会議にはかり、そしてまた福祉特別委員会で協議してくるわけでございます。それについて1万2,000円が経費の無駄遣いだと言われたこともありましたので、私としても、これはきちんとこれについて村民の皆様方に知っておいていただきたいということも含めて、今日質疑したわけでございます。

先ほど申しましたように、回数をもう一度申し上げますけれども、正直言って、常任委員会、総務常任委員会は、費用弁償対象回数は3回、それから産建は1回、文教2回、それで議運が9回で、福祉特別委員会が10回プラス四役会議で、24回開催しています。そして、もらっている手当は一緒でございます。この辺だけは、よくよく私はここで申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 12番。まず私は、ちょっと消防団員の処遇の問題について質疑したいと思います。

消防団、すなわち公務員がやっている常備消防じゃなくて、民間の一般の消防団員なんですけど、私はこの決算書を見ると、126ページに、消防団員の報酬として1,176万9,350円が使われていると。まず、その内訳、1団員につき年間幾ら支払っているのか、これをまずお聞きします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

報酬としましては、団長が18万5,000円、年額ですね、それから副団長が12万5,000円、それから訓練部長、方面隊長が10万2,000円、それから分団長、訓練副部長、方面副隊長、女性部長が年額8万円、訓練部員、それから副分団長、女性副部長が年額4万8,000円、班長が年額3万2,000円、副班長が年額2万5,000円、団員は年額で2万1,000円、ほかに火災、それから訓練等の出場手当等がございます、1回1,000円、それから機関要員に関する消防団員は消防ポンプ自動車の場合1万1,300円、それから小型動力ポンプ付き積載車については9,700円、ラッパ隊に関しましては年額1万3,400円、ほかに消防操法大会等の出場手当として、これはポンプ車操法の部では1回9,000円、小型ポンプ操法についても1回9,000円ですね、それから、そこで勝ち残って白河支部の操法大会出場になりますと、それはポンプ車も小型ポンプ操法の部も一緒の1回2万2,000円。それで、ほかに、教育訓練等の出動についても1回1,000円、その他の命令でも1回1,000円の出場手当を支給しております。その合計が、今現在304名ほどおりますが、1,100万円余りになっております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 先ほど、佐藤議員が各委員長手当の云々ありましたが、私からは、議会議員はともかく、民間の皆さんね、消防団員の今説明を受けた報酬が、果たして今の時代に適正なのかどうかと、私の感覚からいうと甚だちょっと少ないんじゃないかと、常々そういうことを思っております。

消防団長が議会の議員も兼ねておまして、なかなか本人からもいろいろ待遇があまり悪いんだと、自分の団長の報酬だけが少ないとは言っておりません。団員の皆さんが2万1,000円ぐらいではどうなんだと。私もそういうことを聞いて、これは今の経済状況から見て、全然私もどのぐらいの、要するに働きというか、そういうものはまた詳細にはわかりませんが、しかし、単純に考えて、諸手当がいろいろふえてもろもろの304名の、これ役場職員よりもはるかに多い人数が日々我々の生活安全のために備えて組織されていると、総員の304名に対して1,100万円だと。こ

れ村長の報酬がそのぐらいいかな、年間ね。村長1人でこれを比較するのはどうかと思うけれども、要は、304名の我々の安全を守る人たちをたったの1,100万円で済ましている。これコスト的に経営的にいえば、それは安いコストでそれだけ運営できれば、これは経済学的には大変喜ばしいんだけど、しかし、個々の団員のいろいろな責任とか、そういう仕事のそれからすると非常にこれは問題だと。皆さん奉仕の精神で、一々消防団員になるためにですよ、安いからとんでもないと言う人はなかなかいないと、やはり地域のそういう団員になって、少しでも社会に貢献したいと、それが恐らく動機でやっていらっしゃると。また、勧誘するほうも、幾ら手当があるから入らないかと、そういうことではない。しかし、結果的にこういうことなんですね。

それで私は、これをこの機会に、もう少しその処遇を改善したらどうなんだと、安倍内閣もいろいろ各企業に賃金を上げろと、デフレ脱却のために、経済を好転させるためにはやっぱり賃金を上げなきゃだめなんだと、そういうことでいろいろ企業にハッパをかけておる。しかしながら、なかなか追いついていないと。いろいろ事情はありますね。それは正社員・非正社員、非正社員がもう5割ぐらいだと、その一つのベースとなるものが低いから、幾らそうはいっても低く抑えられていると、そういう現状があります。

そして消防団員においても、聞くところによりますと、なかなか団員を募集しても集まらないと、いろいろ現代は忙しいですから、集まらないんだと。私は、やっぱり1つには、処遇があまりにも、いろんなことから比較すると低過ぎると。それをこういう旧態依然たる、誰も文句を言わないからいいかわいと、そういう感覚で今まで行政がしてきたんでしょ、これ。私は、そういうことではならないから、ここで一石を投じて、この問題を今取り上げているんですが、その辺、今後どういうふうを考えているのか、まずお聞きします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

後藤議員ご指摘のように、消防団員、実際なかなか集まらない状況で、報酬ばかりの問題ではない部分もございますが、おっしゃるように皆さん勤めに出ていて、消防団員の8割方が会社員ということで、そういった事情もございますが、実際に県内の消防団の報酬とかを見ますと、西郷村は決して高い状況ではなく、下から数えたほうがちょっと早い状況でもあります。

それと、福島県そのものが全国からいくと若干低い状況でもありますので、その点に関しましては、消防団ばかりじゃなくて、一度、特別職、非常勤特別職の報酬についてちょっと検討しまして、来年の3月に、できれば改正できるものは改正、これは財政上の問題もありまして、そちら等を詰めなくちゃならないんですけれども、見直ししなければならない部分は見直ししていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） まあ、考えていると、そういうこと、それはわかりました。

ついでならいろいろ、先ほどの非常勤、これ議員の皆さんは入っていないんですよ。これ、ついでながら言うと、議会議員の報酬も、私もこれ、かれこれ二十何年になるけれども、もう20年ぐらい全然引き上げられていないんです。これみんな格好つけてあまり言わないんですよ、こういうところで、上げろなんてね。多過ぎるからなんて、たまに選挙向けに言うんけれども、これもまた七不思議なんです。議員の皆さんも、これは2万人を超えている有権者から選ばれて、そして皆さん管理職の半分ももらっていないんじゃないの。これ単純に、我々の言っていることの重みがなくなっちゃうんです、これ。総務課長の3分の1か、これ、報酬。言いわけは言わないけれども、しかし、そういうことなんですよ。

これなども、非常に今ようやくマスコミも、議員のなり手がいないんだと、今は年金もなくなったと、国会議員もそうですが、今になって国会議員は、いや失敗したなんてね、だから格好だけつけてそういうことを言うからだめなんです。人間の本源的な、そういう欲望というのをあまりにも抑えるからだめなんです。もらうものはもらおうと、適正にね、そういうことなんです。

これ、ちょっとそれでしたが、私は、やはり今の消防団員は非常に問題があるんじゃないかと、あまりにも低過ぎると。それで、先ほど委員会の稼働日数がどうのこうのと。じゃ、実際、消防団員が年間どれだけ、いろいろ訓練とかいろんな、平均してどのぐらいそういうことに費やしているのか、活動やいろんなことに、それを教えていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

消防団員は、年間、出初めから始まりまして、年末の防火運動とかそういったところまで、かなり出勤回数ありまして、一般の団員でも20回程度は出ているかと思えます。それと、本団とかは役員会とかもありますので、30回なりは出ているかと思えますが、団員の場合は、会社員ということもありまして、出勤できる時、できないとき、結構あるものですから、全員が全員20回というわけでもありませんが、それに近く稼働している方はいらっしゃるかと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 同僚議員が団長でありますから、私もいろいろ聞くんですが、団長も何かというときすぐ電話が来て、おちおち休んでいられないと。よくあんた、そんなので我慢しているなど。私と心構えが違うからね、いや、そうはいってもやっぱり皆さんのためだと。本当のところはわからないですよ、それは、わからないけれども、そういうことを言っています。しかしでも今回、私がこういうことを言うんだと言ったら、いやぜひと。やっぱりそれが本音なんでしょうね。

だから、そういうことで、団長はともかく、一般の団員がそういう社会的な非常に大きな使命を持っているわけだから、これ、消防なんていうのは、警察と同じぐらいでしょう、社会の治安を守っている。片や警察官は結構給料が高いんですよ。でも、警察官も24時間というか、ある意味ではそういう体制で、いざ何かがあったらすぐ

招集がかかると、そういうことでいろんな給料も高いんだと。きっと1人の警察官は年収は相当いつている。しかし、こういう無名の民間の、自分の仕事を持って、なおかつ自分の時間を割いている人があまりにも処遇が悪い。これはやはり役人の世界で、そういう民間は低い、官が偉いんだと、そういう発想が、私決めつけるのは何かと思うんだけど、しかし、そういうあらわれだ。

私は今回、今そういうことを考えているということで納得しますが、どのぐらいのアップを考えているのか、それを聞きます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

それはちょっとまだ具体的な金額は出しておりませんので、これから調査しまして決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。（不規則発言あり）いや、ちょっとそれは詰めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今ここで即決で、何ぼ上げますなんて、これはあり得ないですけども、しかし私は、そういう団員の方々、それから実際いろんな家族、そういう民間と、世の中のそういう給料と比較して、著しくやっぱり評価が低いんじゃないかと、その責務、そういう使命とか、社会的なこれはセーフティネット（安全網）ですから、消防とは、いざとなったら、皆さん消防にお願いするわけでしょう。水害しかり、火事、いろんな問題でね。ああ、水が上がってきたから土のうを持ってきてよ、みんな消防なんですよ。

しかしながら、肝心のそこに報いるそういうのが非常に低く見られている。これは一体どういうわけなんだということで、問題なんですよね。その辺、よく認識なさって、今後、ぜひ処遇を改善してやってください。結構です。

次に、除染の問題なんです。放射能対策課長は新任したばかりで、なかなかあれなんだけれども、これは村長に聞きたい。

先ごろの説明会で、私の認識では、除染はもう3月でほぼ完了して終わったんだと、それにもかかわらず、いまだ放射能対策課というのは存続していますね。仕事がまだ残存する何かは多少はあるんでしょうけれども、しかし、組織そのものをいつまでそういうことで置いておくんだと。

従来、最初は、住民生活課の中にありましたね。仕事のいろいろ専門的あるいは相当な仕事が出てきたので、独立したそういう対策室というのをつくったと、その経緯はわかります。それで現在、もう除染がほぼ完了したと。いろいろ先ごろも側溝の除染というのかな、あれなども皆さん、何で今ごろ側溝なんて、とっくに終わっている。何の意味があるんだと、皆さんおっしゃる。私もあれを見て、どうかなと。金が余っているんじゃないのかなんていう、そう言う人もある。

そういう、実質的に、これはいろいろ住民によっては完璧にやっていただきたいとか、いろんなそれはありましよう。しかし、いつまで延々とそういうことをやっているんだと、早く別なことに取り組んだほうがいと、これは国のそういう環境省の指

針でそう言われているのかもしれないけれども、しかし、組織の体制ですね、村長に私が聞きたいのは、今、放射能対策課が何名いるのか、私ははっきりわかりません。

しかし、もうこれ、原発の事故から7年、かれこれなります。そうすると、その職員が、これはずっとそういう職務として、この行政機構の中で未来永劫あるわけじゃないですね。ほかのところだって、これ改変いろいろあるけれども、これは一過性の1つの時限で、これは当然切られるわけです。私は素朴に思うのは、あそこの放射能対策課の皆さんは、いろいろ嘱託でも使って、正職員が果たして今までどおりに、いつまでそういうふうにしてやっているのかと、従来の、今までのいろんな仕事にさっさと戻して、まだ残務整理があるんなら、それはそれで誰か責任者を一人置いて、あと嘱託の方々にたくさんじゃないかと。

私は、問題なのは、そういう職員が役所のキャリアの形成上、1つの、7年間あるいは10年に及ぶと、そこに物すごい空白ができますね。例えば建設課、事業課いろんな、皆さんあまねく全ての仕事において、いろいろ覚えていかなきゃならないわけですよ。かれこれ7年、10年になったら、そこに空白ができちゃって、その人たちはキャリア的に積む機会を逸しているわけです。私、考え過ぎかも知れないけれども、これはやっぱり問題だと。

ですから、1つの役割を終わったら、その組織は縮小なりして、そういう若い、有能というか、それはどうだかわからないけれども、しかし、それなりのいろいろ本来のあるべき仕事につかせてやらなきゃならないと、私はそういう一つの心配というか、そういうことをふと思ったわけです。その点、どういうふうに村長は考えているのか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 放射能対策課のあり方についてで、私も後藤議員と同じです、考え方は。

最初は、3年間ということでスタートを切ったわけです。これは浜通りは直轄でやってもらえない、やるということを使ったんです。中通りと会津については市町村長にお願いしたい、についてはお金も人も土地も出すからということでした。その3年間は、やはり中間貯蔵施設をつくるので、3年たったらそこに運び込むと、その後は県外へというお話で始まりました。

さて、今言われたとおり、中間貯蔵はできません、まだね。多少は運ぶようにしています。今、運び込みテストです。基本的には、やっぱり3年たったらもとに戻すという思いでいたのですが、なかなかそういうわけにいかなくなりました。これは言ったとおり、職員のチャンスを潰しているんじゃないか、これもあります。

今の流れからいいますと、平成30年、31年ぐらいまでに大体7割はけりをつけたいと言っていますが、中間貯蔵施設の完成と連動いたします。これもなるべく通勤・通学と合わないようには高速を使ってということがありますが、やっぱり早くこれしてもらいたいというふうに言っております、私も環境大臣にも、あるいは福島復興事務所の所長にも。

この前、新聞に出ましたですね、西郷と二本松でしたっけ、70万袋残っている、

今。それから福島、それから郡山、90万袋残っている。結局、今の体制の運び出しですね、中間貯蔵の関連性で早く運び出してもらいたいというのが、本当に大丈夫なのかどうかというのがありますが、私は、一日も早く運び出してもらいたいということを申し上げて、やってもらえると、今度は土地をお借りしている場所、今、大きく3か所ありますが、これは原形復旧してお返しすることになっていますので、早く持って行って、例えば牧草だったら牧草を早くつくりたいというご意向をお持ちですので、早く持って行ってくれということで、それが決まれば運び出す。その後、今の後始末が必要になってくるわけでありまして。この部分が多分残るだろうと今思っておりまして、本当は環境省に全部やってもらおうということは言っていますが、環境省はできないです、そう簡単には。よって、これも市町村に委ねるしかないだろうという形で今きているわけでありまして。

事はやっぱり国のことでありますので、全部国がやってもらいたい。いろいろこれまでの仮置き場とか何かの問題でもいろいろ折衝があつて、担当は苦勞しました。そういう意味で、早く持っていくということと、それから今の職員が早く新たな展開をするようにということは、両にらみで考えております。

これまで、担当をしてもらった方々には、何を勉強してもらったかというふうになりますと、言ったとおり、いわば土木工事に類するものですね。国土交通省の仕事と似たようなといいますか、表土を削いで、そしてクリーニングをする、それから運搬をする、それから被ばくをよける、いろんなことをやっていましたが、それと同時に、大体同じような仕事をやっております。

ただ、これは連続して会計検査が入っておりますので、なかなかそう簡単に人を毎年かえるというわけにはいかんというところもあります。それから、これまでの引き継ぎといいますか、地権者との関係、いろんなやっぱりありますので、そういったものをスムーズにやっていくということもありますので、そういったことを考えながら、やっぱり早くもとの課にというか、本当の仕事に戻ってもらおうような手だては講じていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長なりにそれは考えていると、いろいろ、それはそれで私も理解はするんですが、一つ例えば、固定して7年間、これ村長名で誰々君はそこへ行きなさいと、これは逆らえるもんじゃないから、皆さん恐らく志願した人はいないでしょうから、わからないけれども、どんな仕事だって、私はいい仕事とか悪い仕事とか、そういう貴賤はないと思うんです。ただ、一つの職員の人生において、7年、10年という、本来自分がやりたい仕事があるわけでしょう。どこでもいいという人もいるかもしれないけれども、しかし、やはり7年、10年の空白というのは、後々いろんなあれが生じてくるんだよね。そういうことをおもんぱかって私は言うんですけれども。

だから、これ職員の皆さんはどう考えているかわからないけれども、1つは、やはりこれあまりかわっちゃだめなんだと、それもわかります。しかし、やはりある程度、

じゃ、半分は残しても半分はかえていくとか、そういうローテーションを考えたらどうなんだと。いつまでもあそこのプレハブにやっておいて、本庁の仕事をね、だから、もうそういう何か一つの壁ができちゃうんじゃないの、私はあっちはあまりのぞかないけれども。しかし、いろんなことを見てみると、これはちょっと問題だなと。

その辺をやはり、村長はいろいろ人事の最高執行者なんだから、いろんなことをやっぱり考えて、職員個人個人のそういう役場のキャリアを積む上で、あまりにも固定してはその人たちはどうなるんだと、後で使いものにならなくなっちゃったということもあり得るんですよ、これは。一番頭のやわらかい、学びたい、私だってそうです、やはり、自分が何かしたいという、これ宮仕えの身で、そういういい悪いなんて言っていられないのかもしれないけれども、しかしながら、人間本来、やっぱりいろんなこういうことをやってみたい、次は、3年たったら別なところをやってみたい。しかしもう7年、8年、10年になっちゃった。何も今度はできなくなっちゃって、じゃ、どこかの部署に行っても、使いものにならないとなったらどうするんだと。

だから、固定しないで、やはり皆で全庁的な人員のそういうことを、放射能を直接現場に行き行って扱うのは誰しも嫌かもしれない。しかし、固定した人間だけにそれを負わせるのはどうなんだということが私はおかしいと思う。それは皆さんがやはりある一定の1年なり2年、みんなローテーションを組んで、それは当たらせるべきだと、そう思うんですよ。その点どうですか、村長。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご懸念、そのとおりだと思います。なるべくそのようにならんように、人は十人十色、能力、意欲、いろんなものもありますので、これを組み合わせで最大の効果を発揮する、これを旨としております。

ただ、言われましたように、同じことをやるといったときに、言われたとおり私もそうですが、マンネリになるだろうというところもあります。では心機一転、別な部署もということもありまして、人事異動をやっているわけでありまして。

ただ、言われたとおり、この地方自治体における職員、地方公務員はやっぱりオールラウンダーであることが必要です。役場職員に聞けば何でもわかる、こういう村民の負託もありますので、そういう意味でいうと、やはり普段の自分の仕事のみならず、全庁的な勉強もしておかなければ管理職になれませんので、この部分のご意見ごもつともであります。人事異動も含めた職員の研修、一番私が申し上げているのは、若い人には、やはり土地と人がわからないと村政はできないよということを申し上げております。早く地理とそれから人を覚えて、そして人生の切り口の行政項目がありますので、それに対応できますようにということを胸に置いて、なお議員申されることを頭に置いて、活躍できるような環境をつくってまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ついでながら言っておきますが、このことに限らず、人事異動、これは硬直しちゃいけないと。いろんなこれを見ていると、長くずっと、仕事柄それは長いほうがいいんだと、それもわかります。しかし、私が思うのには、やはり税務

行政を皆さん知っていきやだめだろうな、やはりお金を集めて、その金を住民の皆さんからいただいて、そういうことをまず学ばせにやいかん。私は、税務課は全部経験させるべきだと、その苦労をわからないでただいと、無駄遣いとかそういうのが生じてくるんだと。これ一概には言えないですけども、しかし、やはり基本はそういうことで、また別になっちゃいますが、私はそうあるべきだと思います。

話は戻りますが、ぜひそういう私の懸念なんです、1つの人間の職員のそういう履歴において、あのときはああいう苦労したなというのは、それはそれで意味はあるだろうけれども、しかし、本当に本来あるべき、これはあくまでも降って湧いた事故の情勢の全く違うあれでこれなっているわけだから、やはりその中であっても、すぐ今、じゃ直すことはできないと、それもわかります。

では、じゃ、そこにこれだけの人間がいて、従来からずっとやっているその人に押しつけていいのかと、それはみんなしてやはりそういうことを分かち合って、理解し合わなきゃ困るんじゃないかと、そのように思います。こういうことで、一つの別な視点から取り上げましたが、以上でございます。終わります。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中でありますが、ここで午後3時20分まで休憩いたします。

（午後2時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第48号に対する質疑を続行いたします。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。議案第48号「平成28年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、質疑いたします。

ページ数ですけども、意見書一般、6ページ、12、23ページ、24、25、成果調書の23、24ページでございます。

その前に、今、12番議員が最後におっしゃったのと私も同感なので復唱させていただきますけれども、地域政策に関与する多くの人々がそもそも財務諸表すら読めないと、これでお金の流れが見えないから多くが見えないと、こういうことをおっしゃっている方がおります。私も、そのお金の流れ、これを我々議員もしっかり見ていかなきゃならないと思っております。

それでは、進めたいと思います。

滞納問題でございますけれども、滞納問題は今、どこの自治体でも非常に難しい問題として捉えておりますけれども、まず自治体が扱う債権、これは自治法240条1項に、「この章において『債権』とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と明記されております。その上で、地方自治体が扱う債権について、滞納問題が発生した場合、自治法240条2項の規定により、首長は、まず督促をし、

その後「強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされております。それで、この行為は——ここが問題なんですね。この行為は、長の自由裁量行為ではありませんということです。

これは、この規定は、首長をはじめとして、債権を管理する職員にとっても非常に重要な問題であります。最高裁の判例がございます。最高裁（平成16年4月23日、第二小法廷）判決で、このようにおっしゃっております。「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」と判断しております。

この規定を長等が無視して、差し押さえるべき財産があるにもかかわらず強制徴収等をせず、時効期間が満了し、不納欠損処分をした場合、公金の賦課徴収を怠る事実、あるいは財産の管理を怠る事実として、住民監査請求、住民訴訟が提起され、長等の個人責任が追及されることがあります。その事例として、浦和地裁（平成12年4月24日）判決で、市の納税課職員が市民税の徴収を懈怠して、わざと納めなかったという意味ですね、わかっている、その徴収権を時効消滅させたとして、同職員の指揮監督者である市長個人に対する損害賠償代位請求の住民訴訟において、徴収権の時効消滅について、市長に指揮監督上の重大な過失があったとして、市長個人に対する損害賠償請求が認容されたものであります。ということで、非常にこの問題、怠ることはできません。

それで、意見書一般を見ますと、24ページの不納欠損処分の状況、皆様も資料でご存じのように、西郷村では4,000万円近くの不納欠損処分を平成28年度にしております。この状況がどうかというのは難しいところがございますが、大体、各年度このように不納欠損処分をせざるを得ない状況に陥っているわけがございます。これは、非常に行政運営についても圧迫をしているわけがございますが、この状況について、まず村長、意見をお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 不納欠損の状況は、本当にゼロに近づけるといのが一番の望みでございます。いろいろ裁量権の話があったりしましたが、地方税法は事細かにそのやり方を決めております。それにのっとってということですが、やはり課税標準の問題、あるいは納期の問題、あるいは督促の問題といったものを手順を経て、さらには納期を超えた場合、あるいはそれを過ぎても納入がない場合、やはり徴収に出向いて、臨戸の問題が出てくるわけでありまして。結局、国の憲法で定めた納税の義務といったものを守らなければ、やはり国として、あるいは助け合うといった今のシステム、うまくいかなくなりますので、これはやはりその中身を明らかにする。今言われたように、余裕というか、義務を果たせない理由が明らかにならないままということについては許されないということでありまして。

やはり、本当に滞納の処分と同時に、納税の義務をちゃんと果たして、あるいは一

括前納の場合は報奨金を出したりして、いろんな手を尽くしてまいりました。永遠の課題になりますが、しかし、いろんな、やっぱりうまくいっている人ばかりではないようであります。その人については、やはりいろんな相談を受けたりしますが、この不納欠損にすべき生活実態、病気の問題、あるいは不況倒産、あるいはいろんな経済的事由が重なったりということがあります。貧困のお話もありますが、そういったものをどこで断ち切って、そして普通に納税の義務を果たして、そしてさらに行政サービスを受けていくと、このシステムをうまく回すかとなりますと、やはり生活実態をよく調べる、こういったものが一番大事なところであります。

これまで、徴収に関しましては、広域圏における1つのシステムをつくった。もう一つは、徴収の嘱託員も設けて、そして生活実態と、それから今の税の扱いの事細かなことについて調べる。その結果において、不納欠損すべきものについては落とさざるを得ないといったことを今やっているわけであります。やはり、一番は、不納欠損になるものなるべく少なくなるような社会の仕組みと、それから個人の頑張り、それをサポートする何かシステムがもっともっと必要でないかというふうについていつも思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今おっしゃった中で、嘱託員収納係と広域の部分ですね。課長、その辺のこと、滞納整理について、どのような仕方でこれを減らそうと村がしているか。今、村長が言った滞納整理機構も含めて、その辺の説明をちょっとお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

滞納整理の仕方、いろいろありますが、まず滞納整理、滞納処分に至るまでにつきましては、先ほどもお話しましたが、納期限を過ぎたものに対しては督促を出して、催告もしますが、それでも納付に応じていただけない方に関しては、それぞれの財産調査をいたします。それで、強制的にいただくというような形をとりますが、差し押さえをしたことによって、納税者の生活できないような形までの差し押さえというのはやってはならないので、そこを見きわめながら、滞納処分できるものについては実施していく。

あとは、納税者の生活状況によっては、生活保護を受けたらどうかというような形の指導もするし、あと、実際に今回の白河広域の滞納整理課への徴収移管ということに関してですが、こちらにつきましては、再三納付の催告をして、納付に応じていただけなかった方、滞納額もおおむね村民ですと50万円、村外の方だと100万円というのを1つの目安としながらなんて言葉言ったら悪いんですが、納税に全然応じてくれない方を移管しております。

あと、滞納処分に当たりましては、ほとんど9割以上の善良な納税者の方がおりますので、その方たちのためにも、やはりいただけるものはいただかないといけない。あと、どうしてもそれでもいただけないものに関しては、滞納処分の執行を停止する

という手法もございます。結果的に不納欠損という形にもなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そこが問題なんですね。今、課長が説明していただきましたように、善良な村民、本当に税をきちんと納めている方からしますと、何でというのがありますよね。処分を、税金を納めなくてもいいのかという、単純にこの数字だけを見ますとそういう感じをしますけれども、村側もなるべくいかにないように、処分を出さないように一生懸命集めているのは、個人的に説明を受けに行っても理解できる場所でございますけれども。

この中を見ますと、特に固定資産税について、恒常的というか、大体毎年毎年同じ金額が未済額で残っています。そうすると、これが必ずもうそこに行く金額が同じぐらいまた出てきているというのが現状でございます。固定資産税の未済額が同じような状況でいつも発生しているというのは、何か原因があるか、その内容というのをも把握できていればお教えください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

平成28年度の決算では、不納欠損約2,200万円ということでございますが、そのうちの約1,200万円ぐらいに当たる部分が、実際に土地の、法人関係でのものの不納欠損ということになっております。この法人というのは、実際に登記上あるが、法人の登記とか、実際に会社の所在の住所に当たっても、ないというような形で、どうしても差し押さえ処分を、滞納処分を執行したくても、どこにいるのかわからないというような状況で欠損になる部分が今回、約1,200万円ぐらい、毎年、いわゆる所有者不明というような形ですか、そういうような形の状況が毎年上がってきているものでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、所有者がというか、会社が倒産したり、所有者が不明ということで、恒常的にですね。この1,200万円に関しては、常に不納欠損で処理しなければならぬという現状がございます。

私が今調べた資料によりますと、時効の援用者が存在しない場合等の対応ということに当たるんですかどうか、お答えください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

税に関して、不納欠損と時効につきまして、時効の援用ということでございますが、地方税法の18条の中に、税に関しては時効の援用を要しないと。ということは、納税者がこれは時効だからもう滞納処分もできないよということを行わなくても、村としては取りに行けないというものでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それは、私法のあれですか、私法上の債権は、時効の援用があっ

て初めて債権が消滅しますというの、今のは私法上の債権ということになるんですか、どうなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 地方税法の第18条では、地方税の消滅時効ということで、法定納期限の翌日から起算して5年間、徴収権の行使、いわゆる地方団体が徴収権の権利を行使しない場合には消滅するということが規定されております。この中で、第2項ですが、「時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。」ということなので、逆に申しますと、5年過ぎていて本当は時効なんだけれども納税者が納めたいといった場合でも、いただくことはできないというような規定になっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃあ、今、自治法の96条の1項第10号、権利放棄という項目なんですけれども、権利放棄ということは、不動産に関して、固定資産税に関してはできるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

この権利というか、利益を放棄するということですか。例えば、5年過ぎて納められるかということですか。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 取れなくて、いつも帳簿上に1,200万円、固定資産税の不納欠損として残っていますよね。これ、どうしても取れない金なんですよね。ですから、それを放棄するというのを、私の資料では、議会の議決を経ればその権利を放棄できるということになれば、この1,200万円は消えて、もしかしたら、不納欠損がいつも高い金額で載っかっていますけれども、村民の方々が見て、これはこういうなんだっていつも説明しないでも、その取れない部分は最初から、もう追っかけても無理だという部分だと思うので、これを議会にかけて、どうしても取れないという部分に関しては西郷村側が放棄すると、そういうのと理解しているんですけれども、これは法律ちょっとわからないので、難しくても私わからないんですけれども、そういうふうに見えるか、できないかという問いなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 申しわけございませんでした。地方税法では、特に固定資産税の納税義務者というのは、現に登記されている名義人、または現に登記されていない場合は現に所有されている方ということで、中には亡くなられている方もいらっしゃるかと思います。会社に関していえば、存在しないと。そういった場合でも、課税のほうはしなければならぬという形で、今の税法上の判断からすると、私どもの判断からしますと課税せざるを得ない。結果的に、時期が来てこれが欠損になってしまふということで、全国的に不明土地に関しては、非常にテレビとかでもいろいろありますが、日本の国土の約20%、九州全土の面積ぐらいの不明土地があるということ

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の質疑が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第48号について、1点のみ質疑させていただきます。

決算書ページ数、215ページ、有価証券であります。その中で、赤面山総合開発株式会社180万円ということで、毎年のように村長にこの件については質疑していて、またかと思われるかもしれませんが、村長、答弁していただきたいと思います。

まず、最初に質疑でありますけれども、現時点ではもう持ち主がないということで、大変苦慮している面も、担当課のほうから聞いております。そういう中で、村長にお尋ねするわけではありますが、平成14年7月から、倒産して平成29年まで、どんなふうな現状で来ているのか、そしてどのような施策を打ち出しているのか、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 赤面山の出資金ですね、どうなんだろうとずうっとお話しあって、倒産して明らかで清算ということになれば、これを処分するということですが、まだ消滅というか、清算の手続は終わっていません。

平成14年からの流れですが、何度も、毎年5月の第3土曜日でしたっけ、赤面山の山開きで毎回あそこに集まる人に全員に言われます。「村長、これどうするんですか」という話です。そもそもこの西郷、白河、那須町が出資して第三セクターをつかって、ある一定程度、一番多いとき十一、二万人のスキー客があって、そしてウインタースポーツの華と言われた時期があったわけであります。しかし、私が、平成14年のころにはもう既に休止という形になっておりました。

持ち主は、林野庁所管であります。それをお借りしてこのスキー場をつくったと。市町村を主体とした第三セクターということでやってきましたが、これがうまく回っていけば、うまくいけば配当ということもあったんでしょうが、その配当の前に、今のロッジをつくったり、投資をいたしました。その投資が過大になって、今のような現状になって、そして事実上倒産、それからこの実態はいわば廃墟と、それも管理も何も手が入らないという状況であって、まことに何とかせいと言われるところではあります。

では、西郷村が全部お金を出してあそこを整理しましょうかといったときに、まだそこまでの計画と、それからその後が投資に見合うリターンがあるのかと、あるいは林野庁との関係はどうなんだと、あるいは今いる役員さん等はいないのかどうかと、あるいは清算の見通しはどうかと、それに加えるに何が一番いいかというふうになりますと、新たな事業を導入できないかといった、こういったことがずっとこれまでのテーマであったわけであります。何回も、新たな活力を見出す高地トレーニングの場所、あるいは那須甲子の無料化に伴った山岳道路の使い方、あるいはマウントジーンズとの連携とかいろいろありましたが、なかなかうまくいっていません。

1つは、撤去という方法を考えたときには、鉄ですね、スチールの値段がキロ当たり、やっぱり一番高いとき40円を超えたことがあったわけなんです、現在、20円台ですよ。あれが中国・北京オリンピック前後では相当高かったということで、あのときにひとつ波に乗れないかということも考えたわけなんです、実はあの話は、中国の鉱山、製鉄所が倒産したぐらいで、にわかには落っこってしまったわけがあります。

そういうこともありながら、やっぱり林野庁前橋営林局と話をせずうっと来たわけではありますが、誰がこの代執行して、そしてかかったお金を誰に求償するんだろうといったときの実体がないことに対して、どうアタックをかけるかということがやっぱり一番問題であります。それができないとするならば、ほかの、あそこを利活用してお金を出していただける団体がないかどうか、この点についてずっとやってきたわけがあります。

実は去年、前橋営林局と一緒に、そういった外国の資本を導入するかどうか検討いたしました。これもやっぱり、今の会社を清算して、新たな林野庁との契約でできないかというときに、新たなこの施設を入れるための現在の整理の仕方、要するに処分費のお金を出せるかどうかということも含めたことをいろいろ話したわけがあります。いろいろ担当の方々もおいでになって、やったわけではありますが、結果として、可能性はあったのですが、途中でやっぱり挫折をいたしました。

これは、林野庁の前橋に私も行ったり、あるいは向こうから来てもらって、もちろん林野庁の顧問弁護士も来てもらってこれをやったわけではありますが、なかなか最終的に公費の負担といったものがどこまで許されるのかという限界探しでございましたですね。

引き続き林野庁とですね、地主でもありますので、あそこの整理と利活用については、今後とも手を携えてやっていくということについては合意をしております。ただ、いち早く何とかあそこを整理できないかと、ボランティアの手でもできないかということで今、リフトの下周辺につきましては、緑の植林をですね、するボランティア団体ができましたので、こういった方々の緑の修復といったもの、さらには大手タイヤメーカーとかいろんな方、お金を出すという団体もごございますので、そういった緑の修復、環境改善という意味で進んでいるわけではありますが、事の一番の根底は、あの建物とリフトであります。あれをどのようにしていくかは引き続きやっていきますが、議員おっしゃるとおり、いつまでかかっているんだということしきりでございまして、さらに力を入れていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質疑したいと思います。

村長が村長に就任した年ですかね、これね。赤面山がおかしくなったということはその年かなと、そのようにも自負しております。そんな中で、大変180万円の出資金もどうあれ、村にとっては負の遺産ではないかなと、そのようにも思っております。

スキー場がそもそも開発されるということは、一望に、視界がよくて、見晴らしの

いい場所にスキー場が設置されるというのは当たり前のことかなと。そういう観点からいくと、大変もったいないなと思うんです。あそこの場所があのようになっていて、再活用できれば新甲子温泉、奥甲子温泉の誘客ももう少し増えるのではないかなと。さらには、村施設であるちゃぼランドももうちょっと増えるのではないかな、誘客できるのではないかなということで、もったいないなという感じです。

村長も今ほど申されたように、負の遺産として、まして1市1町1村の出資でやってきていると。ましてや、持ち主だった社長はじめ関連の方々々が亡くなってきているという中で、どうすれば一番近道なのかなという観点に立つところではないかなと思うんです。

そういう中で、緑のボランティアの方々が赤面山を緑にする会ということで立ち上がっているようですが、そのようなことができるのであれば、何というんですか、大谷地区にできていたフラワーワールドというんですか、南湖のお花畑——お花畑なのかな、花の公園がありますね。あの経営者の方が大谷でやっていますよ。すごいやっぱり誘客みたいですね。

ですから、こうやって緑を増やす会が林野庁で許されるとすれば、村でも少し力を入れて、北海道に負けないね、何かその場所に合ったお花を、お花畑をつくれれば誘客できるのかなと、そのようにも思います。

ただ、建物がね、とにかく私も1年に1回は、どんなふうになっているかなということで、見る機会があって見てきますけれども、あの建物をもう一回、ちょっと手を加えて、直すような考えを西郷村で持ったらどうですかね。いかがですか、村長。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話としては結構な部分もあります。行政にはおさめる部分と開く部分があって、おさめる部分は今、本当に法律であるものを正確に公平にということをして住民にサービスとして出す、あるいは義務を果たしてもらおうといった部分があります。

問題は、開く部門です。一番は雇用の問題、あるいは経済的なのということを含めて、産業おこし、観光あります。その中の一つとして、国設赤面山スキー場をつくったと。だんだん、しかし世の中が変わってきまして、今言われたように、花は多分、しかし消えないものなのかなというふうに思いますが、フラワーワールドさんのあの看板を見ても、やっぱりなかなかすばらしいということがあります。ただ、半分は冬はおねんねです。

結局、温泉の冬場の仕事とゴルフ場と組み合わせると、同じように。やっぱり、周年の稼働、あるいは雇用、あるいは雇用保険も連動しているといったものがうまくできればいいわけです。これが一番、産業を興すときの、事業を起こすときのやっぱり経営の大戦略ですね。

言われたことはよく話し出ます。村がもう少し金を出して、利活用できないのかいと。じゃあ、公証人があそこトラックつくったらどうだろうと、傾斜もそんなにきつくないし、あるいは400トラックぐらいもう一つできるんじゃないかといった話が

あったり、あるいは那須との連携がもうちょっとできないか、あるいはあそこから隣のスキー場さんと、あるいは今のサイクルロードですね、いろんな話があるわけでございます。

1つは、やっぱり単体で1つをつくっても多分だめだろうと。ゾーニングとして、那須500万オーバーの来る人をどう、では、北那須と称する甲子に足を向けていただけなのかといったところが、今後の話になっていきますが、同時に、西郷村がそう思うと同時に、天栄村も実はそう思っているわけでありまして。ところが、天栄ばかりじゃなくて、下郷も入って、そして白河、那須、下郷、天栄、西郷で、5つの観光振興の協議会をつくっております。

こういった中においても、やっぱり西郷の拠点性と、これが西郷だといったものが何か出せればいいなどと常々思っておりまして、議員のご指摘の部分につきましても十分参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長も前向きに考えていると思います。

それで、冬場の観光客を誘客するには、やはり星がね、星だけで年間何百万人も誘客しているという観光地も、テレビ上で見たことありますけれども、プラネタリウムを導入して、冬はそれで若い方々に来てもらって、そしてちゃぼランドも新甲子も利用してもらえると、そういう考え方もあると思います。

ただ、何をするのに、13億円の負債ですか、それに建物とリフトがあるんですね。ですから、夢は、確かに視界のいい場所にスキー場があるという観点からいくと、景色を見ながら、見る観光ができる、あとは行動できる観光として使えることは確かなんですが、建物のほかに、今度は流雪というんですか、風に流されて雪が飛ばないようにする施設が道路際にできたでしょう。すごい見ば悪いんですね。そして、中を見ると、お化け出てきそうな建物がそのままになっているものですから、夢を語る前にあれを何とかしなきゃならないのかなと、そのようにも思うので、前半に言った負の遺産ではありますけれども、1市1町1村の出資金の入った施設ではありますけれども、やはり地元にいる村長が、どうしてもいいから先頭切って、切り開いていかないと、私たちがこの世にいる間にでもね、何とかやっていただけるといいなどと、そのように思っています。

なぜお花畑といいましたら、俗に言う国鉄、今のJRは、職員は退職すると南湖のJRで仕事することできるんですよ。職員の方々は、65歳まで定年延長だと言われても、限りない施設で定年延長を消化しなきゃならないということで、これから先、65歳まで役所で仕事できればいいんですが、年金も今の状態より上がるといったときには、職員の方の仕事の場としても、全然別な場なんですけれども、確保して、そういうところで仕事してもらおうという形も考慮していくためには、いろんな意味で負の遺産だけでも、解決すれば夢大きいものが開けるのかなと、そのようにも思います。

そんな中で、村長、前半にお話しした、村長のコメント載っているんですね、これ

2002年の民友新聞の「営業再開は絶望的」というところに。若かりし日のコメントをちょっと読んでみますか。西郷村の佐藤正博村長は、「スキー場を抱える保養地として、観光PRを行ってきた。冬の観光をどうするのか課題だ」と話したと。

先ほど村長が答弁したとおりだと思うんです。ですから、村長、大変苦勞する点もありますけれども、ぜひ頑張って、先頭切って夢を追いかけていただきたいということで、質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の質疑は終わりました。

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで、本日の会議の時間の延長についておはかりしたいと思います。

本日の会議時間を午後7時まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議時間は午後7時までといたします。

◎議案第48号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） 質疑を続行いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号「平成28年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり認定いたしました。

◎議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第4、議案第49号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「平成28年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第5、議案第50号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。議案第50号について質疑をいたします。

ページ数は、13ページです。予算に関する説明書の13ページです。

ここの委託料で、業務委託料でふるさと納税管理業務138万円とありますけれども、これはどちらに委託して、どんな事業しているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 7番藤田議員の質疑にお答えいたします。

委託料、ふるさと納税管理業務でございますが、138万円計上させていただいております。新しいポータルサイト「さとふる」というところに業務委託するというものでございます。（不規則発言あり）さとふる。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 「さとふる」でよろしいんですか。これは会社なんですか、有限会社。どこにあるんでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより午後4時35分まで休憩いたします。

(午後4時15分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後4時35分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き議案第50号に対する質疑を続行いたします。

7番藤田節夫君の質疑に対する答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 委託先の会社でございますが、株式会社さとふる、所在は東京でございます。ソフトバンクグループの会社ということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） このふるさと納税管理業務というので、私ちょっと中身が全然わからなかったもので、どういった中身でふるさと納税を管理しているのか、お答え願います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

委託しようとする目的でございますが、現在も「ふるさとチョイス」というところで、ネットでクレジット決済などもできるわけですが、さらに寄附額を伸ばしましょうというようなことで、新たにこの「さとふる」という会社に業務を委託いたします。

内容といたしましては、寄附金の受け付け、それから返礼品の手配、発送、そういったことの手配をしていただく、そういった返礼品に関する全般の業務をお願いするというような内容になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この会社が全て、寄附金の受け付けから返礼品などやっているということですが、私の理解としては、西郷村にふるさと納税が行われた場合、返礼品を各参加している団体から集めて、それで1つのパックにして返礼品を郵送して送るのかなという、そういったイメージがあったので、そういうことであつたんですけれども、実は今回の補正のほうでこういった委託料が出てきたので、どういう会社に委託しているのかなと思って質疑してきたところですが、

また、来年度ですか、直売所が新しく大きくできるということで、そういうところでこういった返礼品等を置くような業務をする。委託して、今までみたいに委託して、この委託料を払ってやったほうがいいのか、直売所を利用して、そこはネット販売も当然あるだろうし、そういったことを直売所で業務としてやったらいいかなと思ってはいますけれども、その辺の考えはありませんか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 直売所のスタッフが返礼品の発送とか、そういう業務ができないかどうかということではよろしいんですか。体制の問題だと思うんですが、スタッフとか体制、環境が整って対応できるということであれば、そういうことも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） できればね、村から直接返礼品を送ったほうが、本当は温かみがあるのかなと思いますので、ぜひその辺も検討していただいて、そういったスタッフもそろい、さらにはネット販売もやり、この直売所を利用していろんな方向でやっていただきたいと思います。

じゃ、もう一つ質疑、21ページです。観光力づくり支援事業ということで257万6,000円ですか。これは、支出予算の主な内容ということで出ていたんですけれども、これも補助事業なんだと思うんですけれども、フィールドカード及びノベルティグッズを新規作成するという事なんですけれども、これはどういったものなんでしょうか。21ページ。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

業務委託料の観光力づくり支援事業費についてのご質疑でございますが、その中でフィールドカード及びノベルティグッズはどのようなものかというご質問かと思いません。

フィールドカードと申しますのは、小さいポストカードみたいなものなんです。名刺よりちょっと大きいサイズで、財布とかに入れられる大きさのカードでございます。

そのカードに各商店内とか、あと観光地とかの情報を写真とかで記載します。裏面にはお店の場所ですとか、その観光地のある場所とか、車で何分とか、そういった表示をするカードでございます。あと、特典とかも、各お店によってはそこに割引5%とか100円とか、そういうのを載せまして、そういうカードをまちおこしセンターとか、今後できます直売所ですとか、そういったところに置いて、観光客等に利用していただくと、そういったものを利用して各観光地とか商店とかの活性化につなげていきたいというようなものでございます。

ノベルティにつきましては、今現在考えておるのは、PR用のタオルです。ニシゴーンをデザインしましたタオルをつくったり、あとはペットボトルに雪割橋等の印刷物を表示して、イベント等で配布する、そのようなものを考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） フィールドカードですけれども、これは西郷村だけの宣伝用ですか。はい、わかりました。

これは、高速道路のサービスエリア等に常時置いておくということで理解してよろしいですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

サービスエリアとか道の駅とかにも置きたいんですが、今後、そういった管理者と協議しながら、その辺は詰めていきたいと思っております。ただ、現在考えておりますのが、先ほど申したとおり、まちおこしセンターとか、あとキョロロン村のトイレですとか、あとは直売所ですとか、そういうところに常時展示しておきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは、国の補助事業としてやると思うんですけれども、今までいろいろなこういったことやりましたけれども、なかなかうまくいってない。ポストカードといいますけれども、結局、村の中に置いてはあまり宣伝にならないのかなと思うんですけれども、できれば、先ほど言われた高速道路のサービスエリアとか、そういったところに置くようにすれば、それなりの効果が出てくるのかと思います。

アピール用タオル、ペットボトル、これは無料でイベントのときに配るということでよろしいですか。じゃあ、わかりました。

それともう一つですけれども、15ページ、社会保障・税番号制度システム整備事業、氏名の記載事項全国一律の変更等に伴い、ネットワークカスタマイズ業務委託料ということで出ていますけれども、これはマイナンバーのことでよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

こちらのほう、先ほどおっしゃいましたように、マイナンバー関係の整備事業です。

今回整備を予定しておりますのは、旧姓表記、あとそれから厚生労働省関係、児童障害福祉、国保、介護、そちらのほうのデータ標準レイアウト改修を予定しております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは、今まで旧姓とか、要するに結婚しての話だと思うんですけども、そういったことに対応はできていなかったということなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 藤田議員のご質疑にお答えします。

今現在は、現在の氏名のみで表記されておりまして、旧姓表記はされておりました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 必要だからそうやるんでしょうけれども、あまりにもマイナンバーにお金がかかり過ぎているのか、カード自体がそれほど普及していないというか、登録する人がいない中で、まだこういった予算をね、これだけの予算をつけてやるのかなと思いましたので質疑しました。了解しました。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「平成29年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号～議案第56号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第6、議案第51号から日程第11、議案第56号までの6件を一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本6議案を一括して採決を行います。

議案第51号から議案第56号まで、本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第51号から議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号に対する質疑

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第12、報告第4号に対する質疑を許します。
(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第4号「平成28年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。

◎報告第5号に対する質疑

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第13、報告第5号に対する質疑を許します。
(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第5号「平成28年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は終わります。

◎議案第57号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第14、議案第57号に対する質疑を許します。
(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第57号「地方創生拠点整備交付金事業平成28年度繰越事業(仮称)まると西郷館建築工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第15、議案第58号に対する質疑を許します。
11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 11番。議案第58号について質疑をしたいと思います。

子ども・子育て支援整備交付金事業ということで、平成29年度西郷村米児童クラブ室整備設計・施工業務でありますけれども、まずはじめに申し上げたいことは、私、この児童クラブ室ですか、このことをつくることに対しては反対いたしません。以前にもこの場で一般質問いたしましたように、現在のあの児童クラブ室においてはかなり老朽化が激しいということと、現在の子どもたちが県道を横断して児童クラブまで

移動していると、このことに関して、その危険性も指摘をしてきた一人でもございます。ですから、一日も早い安全・安心な児童クラブ室の完成を望んでいる者の一人でもございます。

それで、今回伺いたいことは、今回、私の勉強不足かなというふうに思うんですけども、公募型のプロポーザル方式という方式で今回相手方を選定していますけれども、なぜこの方式を採用したのか、まずこのところから伺いたいと思います。お示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

米児童クラブ室建設につきましては、子ども・子育て支援整備交付金事業ということで取り組んでおりますが、こちらの事業、事前に設計等を行っている案件ではありませんので、今年度中に設計と施工を両方完成させる必要があるということで、設計・施工一括発注方式ということにさせていただきました。

この手法をとるに当たり、より安く、より早く、より良質のものを建設するということになりますと、民間の業者の方からノウハウあるいはアイデア等をいただいて、いわゆる技術提案という形でいただいて、それを広く公募し、その中から総合的にすぐれた案件を選ぶということが最も合理的な手法ではないかなということで採用させていただいたということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま、最初の質疑の中で、私「県道」と申し上げましたけれども、「村道」だということで、訂正をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ただいま担当課長のほうから答弁をいただいたわけですが、いわゆるより早く、安く建設をするために、プロポーザル方式というものを採用したんだという答弁だというふうに理解するところでございます。

確かに、最少の経費で最大の効果ということで、公共団体に関してはそういうことがいつも言われております。ただ、早かろう安かろうで本当にいいのかという部分ですよね。そこにまず疑問を1つ持つところでございます。

伺いたいんですけども、今回発注するに当たって、村として、この児童クラブ室についてどういうコンセプトを持ってプロポーザル方式をかけたのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

まず、コンセプトということでございましたが、いろいろと米小学校の自然に調和した外観、子どもや職員の方の安全に配慮した間取り、構造、そういったこともあるんですが、一番うちのほうで重視させていただいたのは、やはり工期ということでございまして、先ほど議員のほうからのお話でもありまして、子どもたちをあの村道を横断させて通わせているというところを早期に解消したいということもあって、

もう来年の4月以降にはそういうことのないようにということで、年度内に完成をさせたいということがまずあります。

それで、いろいろなテーマでございますが、先ほど言ったような、つくるからにはやはり子どもたち、職員等の快適さを求めるような提案、あるいは自然、外観等にマッチした提案、そういったものをコンセプトとしては求めているということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。まず、なぜこの方式を採用したのかということで、最初の答弁が繰り返されたというふうに私理解をする。児童クラブ室についてのコンセプトに関して、どのようなお考えですかということで今伺ったわけですね。

まず、プロポーザル方式というのを今回、いろいろ調べてみました。それで、この資料に書いてあるのは、「発注者はこのプロジェクトの設計のために、どのような条件等を備えた者に設計を依頼したいかを公表し、その条件を満足する者が是非やりたいという意欲を提案（プロポーズ）することによって、この方式が成り立ちます。故に、発注する側による公募条件の設定がこの方式の成功の鍵となります。」というふうに書いてあるんです。

ということは、今、私申し上げたように、米児童クラブ室をどのようなコンセプトで村は捉えているのか、そのことが今回のこの仕事を成功させる1つの鍵ではないかというふうに思うんです。今、担当課長が答弁されたのは、この後質疑しようかなと思ったんですけども、このプロポーザル方式の中に出てくる、いわゆる要求事項の部分だと思うんです。

このプロポーザル方式においては、応募者に求めた児童クラブ室の整備の要求事項があるというふうにこれに書いてありますよね、資料にはね。この要求事項に対して、応募者それぞれに書類審査を行い、その後ヒアリングを行い、提案内容の確認と創造性、技術力、経験等の審査を行うとなっています。今回応募した応募者に対して、では、どのような評価を行ったのか、そのことをお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

今回の審査でございますが、大きく分けて1次審査、2次審査ということでさせていただきました。1次審査ということで、事業者の実績、あるいは技術者の実績と、あと見積もり金額ということで1次審査の評価をさせていただき、2次審査の中でその提案の中身についてのプレゼンテーションを行っていただいたり、審査員からのヒアリングを行って2次審査、いわゆる提案の内容を評価させていただきました。それで、そちら1次審査と2次審査の合計点で総合評価を行い、決定をするというような手続で行ったところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。私が伺っているのは、これは西郷村が今回発注するに当たって、西郷村米児童クラブ室整備概要及び要求水準ということで、これインター

ネットで私拾い出してきたんですけれども、この中で、(2)の児童クラブ室整備の要求事項ということで、いろんな項目が上がっていますよね、これね。かなり項目が上がっています。

その前に、業者に関しては、札入れに関しての村の基準がありますので、札を入れられる業者さんというのはもう限られてくると思います。ですから、それにおいておのずと業者さんというのは決められてくるんだらうなというふうに思います。

その中で、また戻りますけれども、時間の関係ありますので、児童クラブ室整備の要求事項で(ア)の外観の要求事項ということで、隣接する米小学校と周辺施設や自然環境と調和をした外観とすること、耐久性にすぐれ維持管理費の削減に配慮した仕上げ材とすること、外壁等に施設名看板を設置することってありますよね。この部分、どういうふうに評価をしたのか。

それとあわせて、(イ)の内部空間の要求事項ということで、子どもたちや職員に配慮した安全で快適な間取り、構造等とすること。環境に配慮した経済的な構造や設備及び災害時防災対策を図ること。内装は、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう配慮し、家庭のような温かみのある空間にすること。そしてもう一つ、統一したサイン計画を立て、各室に室名札を設置することというふうになっていますけれども、この2項目に関して、村は業者の方から、これ調書を見ていると3社ですか、応募してきているのが。この3社に対して、どういう評価を行って、どういう結果が出て、その1社に絞り込んでいったのか、その評価についてお示してください。

○議長(白岩征治君) 福祉課長。

○福祉課長(真船 貞君) お答えします。

先ほど、隣接する米小学校周辺施設や自然と調和した外観の提案というような中では、隣接する施設ということで小学校とか多目的グラウンドがありますから、それらとの調和、あるいは多目的グラウンド等との連結性、また、外観が児童クラブらしい施設なのかどうかというようなところを、主なポイントとして評価をしたということでございます。

また、先ほど、子どもや職員の動線に配慮した安全で快適な間取りの提案というようなことでは、やはり小学校からの子どもたちの移動のときの動線はどうか、施設の使いやすさはどうか、また、安全・快適な集団生活への配慮がなっているかといったことで、そういったものをポイントとして評価を行ってきたということでございます。

一人一人審査員が、それぞれ9名の審査員がいらっしゃいまして、その方々がこういったテーマに対して、3つのプランの比較等を行っていただいて結果が出たということなので、審査をどう行ったかというのは、個々の違いもありますから、ここではちょっと私のところでは申し上げられませんけれども、それぞれの審査員の判断でお願いしたということでございます。

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 11番。ただいまの答弁の中で、9名の方が審査をして、点数評価において1社を選定していったということで理解をしたいと思うんです。ただ、

今の答弁を聞いていると、具体性が乏しい。いかに米小学校の周辺環境と調和がとれているのか、その部分がちゃんと見えてこない。その評価をするに当たって、この課長、答弁困っているようなので、9名の方というのは、どういう方が審査に当たったんですか、これをお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

9名の方々のメンバーということでございますが、いわゆる学識経験者ということで大学教授、それから1級建築士の方、それから地域の子ども・子育て会議の会長、あるいは児童クラブ保護者会会長、それから児童館の連合会の会長、それから村のそれぞれ担当課の職員というような形でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ここで名前を公表してくれなんていうことは申し上げません。ただ……（不規則発言あり）どの程度専門的な知識を持たれている方なのかなというのが非常に気になる場所ですよね。この方たちの審査によって、この内容というのはがらり変わってくるのかなというふうに思うんです。

これ、審査するに当たっては、私は今、森林組合のほうの役員をちょっとやらせてもらっていますので、公共建築物に関して、木造の利用ということで組合長のほうが再三言われるものですから、今回ちょっと調べてみましたら、これは平成22年かな、公共建築等木材利用促進法という法律がございませぬ。こういう法律は、今回この交付金事業を受けるに当たって、国のほうから何ら指導はなかったんですか、このことをお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

そういったことの指導というのは特にございませぬ。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。現在、林業というのはもう衰退し始めてきていると、もうかなり厳しい状況に陥ってきていると。そういった中で、いかに地産地消、地元の森林を活用していただくかというところに、この法律が制定されてきたものだというふうに私は理解をしているんです。国のほうからそういうものはなかったということなんですけれども、村としてはどういう考えなんですか、公共建築物の木材利用に関して、どのようなお考えで、今回この児童クラブ室についても検討されたのか、その辺お考えあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

今回の建物は、いわゆる採用されたプランというのは、軽量鉄骨づくりということでございますが、内装等に木質、木材を使ったり、そういったこともございますので、議員のご指摘の点もクリアされるというか、採用されるというふうには考えています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 内部のね、何というか、材料で木材を使うのは当たり前だと思うんです。例えば、子どもたちが活発に動く部屋の中で、鉄骨組みでやっていったら大変なけが起きるんじゃないですか。何というの、構造物の重要躯体となる部分ね、その部分に関して木材を利用して、村の木材をほんの少しでもいいから利用する、そういうお考えはなかったんですかということ伺いたいです。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

ちょっと私、専門家ではないので、その辺についてはわかりませんが、ただ、この建設予定地が軟弱地盤であったり、そういったときに、その中で木造がいいのか、例えば今回の提案された内容がいいのか等の比較というのはなかなかできなくて、建設場所の状況によっては構造等も変わるのではないかなというふうに思います。それで、その辺は専門家の先生方も判断をさせていただいたんだと思っています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今いろいろ質疑をしてきたんですけれども、一番ね、私が今回注視したのは、私はインターネットである会社と契約をしていますので、自宅にしながら日本全国の新聞、どこでも読めます。もう発行当時から古いもの、新聞社に記録が残っているもの全て読めるような契約を今結んでいるんですけれども、その中で、これ業界新聞ですよ、福島建設工業新聞です。この記事で、ちょっと目がとまったのがあったんです。平成29年、私どもでいう2017年4月3日月曜日発行の新聞です。県南版の中に「児童クラブを移転改築、西郷村」とあるんです。設計・施工一括のプロポでということで、おっと思って見たら、この中に出てくるのが軽量鉄骨づくり、平屋350から400平方メートル程度で、定員は80名を想定、今年度末完成、平成30年4月開所を目指すという記事があったんです。

だから、ここで公募もかけているのかなというふうな部分があったんです。その後、ちょっとページをめくっていったら、もう一つ出てきたんです。インターネットというのはすごい便利ですね。その後出てきたのが、平成29年、私どもでいう2017年7月16日水曜日、西郷村米児童クラブ設計・施工一括でプロポ、公募方式、来年7日まで参加申請ということで、あれっと思ってまた読んでみましたら、この中に出てくるのは児童クラブ、平屋約400平方メートル以上、下屋というんですか、160平方メートル以上で、構造は問わないが、経済性、施工性を考慮した実現可能な構造とすると。これ、何で内容変わったんですか。最初、鉄骨づくりとっていましたが、これ、新聞が間違っているのかな。軽量鉄骨づくりというものが、3か月程度で構造は問わないというふうになっている。これ、新聞が間違っているんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

当初考えていたのが、そういった軽量鉄骨にしたい、軟弱地盤、先ほど言ったようにあったんですけれども、今回、せっかく技術提案ということで募集を、公募します

から、その辺は専門家の各業者が技術的にクリアできるということであれば、あえて構造を問わないで、広く公募していただく、応募していただく件数が多いほうがいいというふうなことで、そこのほうは緩和をさせていただいたということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 条件を緩和、変えたということでは理解をしたいと思うんですけども、それでは、今回応募したほかの2社に関しては、先ほど課長答弁されたように、いわゆる地盤がちょっと軟弱な部分もあると。そういった中で、350から400平米程度の建物を建てる技術力がないんですか。技術力がまずないのか、あるのか。それと、望むものが示されなかったのか、そのことをもう一回伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

技術力がないということではないと思います。技術力があって実現可能な方が応募しているということから、それらの方々も当然そういった能力をお持ちだと思います。ただ、この評価の中で、点数化したときに、それよりも経済性とか、そういった全ての要素を審査した結果、すぐれているところがあったということだと思っています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 経済性という言葉は今使われましてけれども、私も絶えず言っていますよね。それと、この議会においても、同僚議員から一般質問なり、本日の質疑の中でも、いわゆる地域経済の活性化というお話が出ていますよね。地元企業を優先して、もっと村のお金を村の中で回しましょうよと、平たく言えばそういうお話ですよ。そういう話がずうっと出てきていますよね。

こういった中で、この白河管内でやれる業者さんがいる、町村の中、例えば村の業者さんですよ、設計事務所はちょっと違うみたいですけども、そういう技術力がある会社が応募しても、なぜそれが選ばれなかったのかということなんです。そこに私は一番の疑問を持っているんです。

先ほど申し上げましたように、今回の選定に関しては、軽量鉄骨グレース構造で提案してきたこの業者が選定されていますよね。今、福島工業新聞の話もいたしました。4月3日の記事で、軽量鉄骨づくりであり、その後は構造を問わないとしている。

しかしながら、私から見れば、これはまさにね、最初からもう発注する、公募をかける段階で軽量鉄骨ブレースづくり、この方法でしか村は考えてなかったんじゃないかというふうに思うんです。ですから、せっかく応募してきた西郷の業者さん、また、白河の業者さんですか、これに関しても選定されなかったんじゃないかというふうに。ですから、村は、最初から軽量鉄骨ブレース構造ありきだったんじゃないんですか。違いますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

そういうことではございませんで、私どもこういう建設を考えるときに、工法とかによって工期とかが変わりますから、その中で、やっぱり今、発注の時期が多分、今の9月とか10月とかそういう時期になるなということが当初予想されたので、そうしますと、残り約半年の間でできる工法といいますと、通常そういった軽量鉄骨づくりが一番工期としては短くできるというようなことで、その方法しか可能ではないのかなというふうな心配をしていましたが、せっかく、先ほども申し上げましたとおり、技術提案ということで出しますから、それ以外の工法でも実現可能なら応募していただくということで公募しておりますので、最初からその工法ありきと言っているわけではございません。

ただ、通常の工期として考えた場合には、我々普通に考えると、一番短く済むのはきっとこの工法なのかなというようなことで、当初はそういうふうな考え方を持っていましたけれども、後々はそういうことではなく、別なということで、募集要項の中では構造を問わないというようなことで募集をさせていただいたということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。非常に苦しい答弁だと思いますよね。新聞の記事の内容が変わったことを今、一生懸命答弁されていましたが、4月の段階で発表になった段階で、約1年の時間があつたわけですよ。そして、その後、公募をかけて、応募してきた、ヒアリングを行った、そのヒアリングを行ったときに、工期もちゃんと、何というのかな、来年の4月までにきちんと終わるということで応募してきているんじゃないですか、ほかの業者さんも、違うんですか。でしょう。だったら、今、私が言ったように、最初からこれは軽量鉄骨ブレース構造の考えありきじゃなかったのかというふうに疑わざるを得ないということをお願いして、私の質疑を終わります。以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人議員の質疑が終わりました。
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第58号「子ども・子育て支援整備交付金事業平成29年度西郷村米児童クラブ室整備設計・施工業務請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第16、議案第59号の審議に入ります。

本案については、12番後藤功君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、後藤功君を除斥したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、12番後藤功君を除斥することに決定いたしました。後藤功君の退席を求めます。

〔12番 後藤 功君退場〕

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君が退席いたしました。

議案第59号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第59号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

12番後藤功君の除斥を解き、入場を認めます。

〔12番 後藤 功君入場〕

○議長（白岩征治君） 議長より12番後藤功君に、ただいまの採決の結果を申し上げます。

議案第59号「西郷村監査委員の選任について」は原案のとおり同意されました。

◎諮問第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第17、諮問第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は適任の意見を付すことにいたします。

◎諮問第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第18、諮問第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は適任の意見を付すことにいたします。

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第19、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告を求めます。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長、佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） それでは、福祉の推進に関する特別委員会の委員長報告を申し上げます。

平成29年6月定例議会以降の委員会の活動についてご報告を申し上げます。

平成29年8月9日午前10時30分から第2会議室におきまして、第14回の四役会議を開催いたしました。この会議におきましては、第14回の特別委員会開催日時について、また、今後の基金活用事業案について審議をいたしました。

次に、平成29年8月29日午後1時半から議場におきまして、第14回福祉の推進特別委員会を開催いたしました。この会議におきましては、今後の基金活用事業案についての審議、そしてまた次回開催日について、日程について協議をいたしました。

次に、平成29年9月4日、議会運営委員会終了後、第2会議室におきまして、第15回四役会議を開催いたしました。この会議におきましては、第15回特別委員会開催日時及び協議内容について協議をいたしました。その協議によって、9月26日に福祉の推進に関する特別委員会を開催するということになっております。

そしてまた、来月には、できるならばデマンドタクシーの、いわゆる外出支援事業に含めた高齢者の足を確保するということについての勉強会を実施したいなということで協議をしておりますので、9月26日の会議において、この件については審議したいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告は終わりました。

◎議員派遣の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第20及び日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第22、閉会中における継続調査の結果についてであります。各委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長（上田秀人君） 11番、議会運営委員長。閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、第3回定例会に係る会期、議事日程等の諮問事項について審議をいたしました。

内容につきましては、お手元に配付した「閉会中の所掌事務調査報告書」のとおりとなっておりますので、ここにご報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、南館かつえ君。

○総務常任委員会委員長（南館かつえ君） 6番、総務常任委員会委員長。閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、8月25日金曜日午前10時から第2会議室において、全員出席のもと、防災拠点設備の整備や災害発生時の対応について調査のため、担当所管課の説明を求めました。

内容につきましては、お手元に配付した「閉会中の所管事務調査報告書」のとおりとなっておりますので、ここにご報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 各常任委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第23から日程第27までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管並

びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申し出がございました。
おはかりをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字その他の整理を要するものにつきましては議長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長(白岩征治君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(白岩征治君) これをもちまして、平成29年第3回西郷村議会定例会を閉会と
いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後5時28分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月22日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 金田 裕二

署名議員 秋山 和男